

平成 26 年 10 月 29 日
原子力規制庁

平成 26 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について

平成 26 年度第 2 四半期（7 月～9 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成 26 年度第 2 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定※¹の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※ 1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1－1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1－1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1－1 に示すとおりである。このうち「監視」※²に該当する事象が、東北電力株式会社女川原子力発電所において 1 件（女川原子力発電所 2 号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において 1 件（ナトリウム漏えい監視用 I T V 設備※³の保守管理等の不備について）、合計 2 件確認された。詳細な内容は、別表 1－2 のとおり。

なお、もんじゅにおいては、原子炉等規制法に基づく保安措置命令等に関し、保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、原子力規制委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところであるが、今回の保安検査で確認された I T V 設備の保守管理等の不備に係る指摘も含め、引き続き、原子力規制委員会から

の命令に対して、適切に対応し改善する必要がある。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

※3 ナトリウム漏えい警報が発生した場合等のために、ナトリウム機器・配管が設置されている空気雰囲気のある部屋に設置されている監視カメラ。

(2) 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の2第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

(1) 平成26年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※4}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※4 実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果、別表１－４に示すとおり、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

（２）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第６４条の３第７項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第４０条第２項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

平成２５年１１月１３日から実施されている、福島第一原子力発電所４号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

③検査結果

天井クレーンの年次点検のため、平成２６年７月１日より９月３日にかけて燃料取り出し作業を中断していたが、９月４日に作業を再開した。１０月２８日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体１５３３体中１３４２体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

（３）保安検査期間外の実施計画違反について

平成２６年度第２四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

３．運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成２６年度第２四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

Ⅱ．核燃料施設等に係る保安検査について（別添２参照）

１．平成２６年度第２回保安検査の結果

（１）検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第２２条第５項、第３７条第５項、第４３条の３の２第５項、第５０条第５項、第５１条の１８第５項又は第５６条の３第５項の規定に基づき、確認を行うものである。

（２）検査実施期間及び検査実施者

別表２に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構（核燃料物質の使用施設）の保安活動は、保安規定に基づき、最低限実施されているが、総じて各施設における定常的な点検・保守作業や放射線測定等の保安活動は前例主義により形骸化しており、PDCA活動のうち、特に評価が不十分であることから、改善が十分にできていないことが確認された。そのような状況を踏まえて、事業者としての組織的な対応が適切に実施されるよう、前回の保安検査で指摘した事項に加えて改善すべきと認められた点について、以下のような指摘をした。

- ・直近の管理区域内の非火災事象に着目し、原子力科学研究所の火災、非火災事象に係る対応を確認し、過去3年4ヶ月間に29件の119番通報事象があったにもかかわらず、原子力科学研究所としての対策の要否に係る総合的な評価等が、組織的には一切なされていなかったことから、組織を統合する部署の不適合事象として管理することなども含め、不適合管理について速やかに改善するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した不適合管理に関する見直しについては、要領書が見直されたものの、不適合管理を変更した意図が組織内に浸透しているとは言い難く、そのような状況で不適合管理を変更した意図が組織内に浸透していないなど、改善が不十分な状況であることが認められたことから、実効的な不適合管理を実施できる体制について速やかに検討し、実行するよう指摘した。（原子力科学研究所）
- ・前回の保安検査で指摘した最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下「廃棄物の仕掛品」という。）が一時保管と称して使用施設内に長期に渡り計画性が無く保管されているものの保管場所等に係る見直しについては、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規制基準を踏まえた評価・改善までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる評価を速やかに行い、必要な申請手続き等の改善を速やかに行うよう指摘した。（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区））

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1－1：平成 26 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1/17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	8 月 25 日（月） ～ 9 月 5 日（金）
検査項目	1) 基本検査項目（下線は、保安検査実施方針^{*1)}に基づく検査項目。） ①不適合管理の実施状況 ②長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況 ③マネジメントレビューの実施状況（本店検査） ④品質目標及びプロセスの監視・測定項目の設定状況（本店検査） ⑤安全文化醸成活動の実施状況（本店検査を含む） ⑥内部監査の実施状況（本店検査） ⑦過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 ⑧火災発生時の措置の実施状況（抜き打ち検査） 2) 追加検査項目^{*2)} なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況（本店検査を含む）」、「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」、「火災発生時の措置の実施状況（抜き打ち検査）」等を基本検査項目として検査を実施した。 基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動を行っていることを確認した。 「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、保管対策（湿式又は乾式保管、定期的な起動及び運転切替等）及び追加保全（分解点検、内部目視点検等）を、特別な保全計画に基づき適切に実施していることを確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況（本店検査を含む）」については、平成 25 年度の安全文化醸成活動の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、社長が平成 26 年度の醸成活動に向けた指示を発出しており、各組織において実行計画を策定していること等を確認した。 また、経営責任者の同醸成活動への関与・取組状況について、保安規定第 4 条「保安に関する組織」に定められている管理責任者（発電本部長）等に対してインタビューを実施した。（経営責任者による同醸成活動の実施状況については、別途評価結果を取り纏める。） 「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については、「泊発電所不適合是正管理要領」に基づき、再発防止の観点から、原因分析など必要な処置が進捗中であることを確認した。また、不適合の除去として、緊急手配工事における設計の検証・妥当性確認の不備については、各工事主管課による設計の再検証・再妥当性確認を実施し、不適合を除去するとともに、品質保証室においては、工事主管課による不適合除去が適切に実施されたことを確認しており、当該不適合の除去を完了したことを確認した。 「火災発生時の措置の実施状況（抜き打ち検査）」については、火災が発生した場合の措置について、所内外への通報・連絡体制及び初期消火活動のために必要な要員・資機材並びに通信設備等を定めていることを確認した。また、初期消火活動要員については、教育・訓練、力量評価を行っていることを確認した。 その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、問題となる事項は認められなかった。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱に定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等を実施する検査。

(2/17)

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況(本店及び発電所) ②品質マネジメントシステムの維持・改善状況(本店) ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況(本店及び発電所) ④巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)(発電所) ⑤放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)(発電所) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、本店及び発電所で検査を実施した。 基本検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、本店において平成25年度の評価結果がマネジメントレビューへのインプットとして報告されていること、平成26年度の安全文化醸成活動の計画が策定されていること、また、発電所において安全文化醸成活動が計画に基づき進捗していること等を確認した。 また、経営者層の関与の下に事業者として行われている安全文化醸成活動の取り組み状況等を確認するため、保安規定第4条「保安に関する組織」に定められている管理責任者(火力原子力本部長)に対してインタビューを実施した。なお、インタビュー等を踏まえた安全文化醸成活動の実施状況については、別途評価結果を取りまとめることとする。 「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、手順書等に基づき平成25年度の内部監査が実施され、これを踏まえて平成26年度の内部監査計画が作成されていることを確認した。また、内部監査の結果及び内部監査活動の評価・改善がマネジメントレビューへのインプットとして報告され、社長のアウトプットを受け管理責任者の指示事項が発出されていること、管理責任者の指示事項を受け原子力考査室の品質目標が改訂されたことを確認した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、是正処置管理システムを使用し手順書と齟齬がなく適切に実施されていること、抽出した個々の不適合事象が原因究明等を含め適切に処置・対策等が実施されていること、不適合にかかる分析が適切に行われていることを確認した。 「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」については、保安規定に基づき毎日1回以上行うことを定めた原子炉施設の巡視点検に係る手順書等に従い巡視点検が確実に実施されていることを記録及び実際の巡視に同行することにより確認した。 「放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、保安規定の定めに基づき管理区域の区域設定・解除及び管理区域への出入管理に係る手順書等に従い管理が確実に実施されていることを各種記録及び実際の現場の状況により確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、技術的深みのある検査の観点から、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」について、事業者が定めている手順書上の処理手続きと実際の処理に齟齬がないかを、本店における「原子力保安情報処理要領」に基づく他社・他サイト発生の不適合情報等の処理状況、発電所における「不適合管理運用手順書」に基づく東通原子力発電所の不適合管理の実施状況及び「情報検討会手順書」に基づく他社・他サイト発生の不適合情報等の水平展開の実施状況

	況を、是正処置管理システムによる実際の処理状況の流れに沿った形で確認し、手順書の記載事項および実際の処理状況について特に問題となる事項が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ~ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①地震後の健全性確認の実施状況 ②業務の計画、要求事項に関するプロセス等の実施状況 ③安全文化醸成活動の実施状況 ④不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査については、「地震後の健全性確認の実施状況」、「業務の計画、要求事項に関するプロセス等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」及び「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 「地震後の健全性確認の実施状況」については、東北地方太平洋沖地震(平成23年3月11日)及び宮城沖地震(平成23年4月7日)による女川原子力発電所の地震後の設備健全性について事業者が確認し、評価を実施していることから、新規規制基準適合性審査を申請している2号機について、平成26年度第1回保安検査に引き続き、地震後の健全性への影響の観点から分類された56機種のうち、立型ポンプ、横型ポンプ、往復動式ポンプ、タンク、熱交換器等、20機種について工事要領書のとおり点検されていることを確認することとし、検査を実施した。 しかしながら、外観点検記録において、構造的に存在しない支持脚、基礎架台部の点検が記録上実施されており、事業者の確認がなされていた事象や、記録の訂正に際して「文書管理・記録管理運用要領書」に即していない状況が確認された。 また、供給者が実施した点検記録に配管肉厚測定位置が記載されていないにもかかわらず、事業者が確認済みとして取り扱っている事象や、供給者が実施した試運転記録の銘板データと現場の銘板データの電圧値、容量、回転数が異なっているにもかかわらず、事業者が確認済みとして取り扱っている事象、供給者の実施した試運転記録に、経過時間とポンプ吐出圧力が入れ替わって記載され矢印による入れ替え訂正処置のみにとどまり、適切な訂正処置がなされていないにもかかわらず、事業者が確認済みとして取り扱っている事象が確認されており、これらは必要事項が記載されていない記録及び記録として成立していないにもかかわらず、事業者が確認済みとして取り扱っていた。 以上は、供給者の実施した設備健全性における点検等が、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、事業者の実施する検証が適切に行われなかったことから、保安規定第3条 7.4.3 調達製品の検証(1)に適合していないと判断した。 また、供給者の実施した外観点検記録の総合判定が「否」であるにもかかわらず、事業者は機能上影響がないものと判断して、不適合管理における特別採用の処理をせずに、次工程である漏えい検査及び運転確認を実施し、また事業者が確認済みの当該点検記録を、その後供給者が「良」と訂正しており、合否判定基準への適合の証拠として適切に維持されていないことから、保安規定第3条 8.2.4 検査及び試験(1)、(3) および 8.3 不適合管理(1)、(3)、(5)に適合していないと判断した。 以上のことから、地震後の設備健全性確認に係る品質保証活動が不十分なため、保安規定違反(監視)と判定する。 なお、事業者に対しては、地震後の健全性確認に係る全ての記録の妥当性を再確認すること、直接原因及び再発防止対策を立案するよう統括原子力保安検査官より要請した。 今後、事業者が実施する地震後の健全性確認に関する記録の再確認結果及び

	再発防止対策について、保安検査等にて確認していくこととする。 「業務の計画、要求事項に関するプロセス等の実施状況」については、東北地方太平洋沖地震に起因した、1号機の原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷に係る復旧工事における、業務の計画、業務に対する要求事項に関するプロセス、業務に対する要求事項のレビュー等が適切に実施されていたことを確認した。 また、「クレーン等安全規則」に基づく所轄労働基準監督署長が行う使用再開検査を受検したことを「クレーン検査証」で確認した。 復旧後の日々の保守管理については、「作業管理要領書」等に基づき自主検査（使用前点検、月次点検）が実施しており点検項目、判定基準は「クレーン等安全規則」および「ホイスト式クレーン定期自主検査実施要領書」に基づき実施されていることを「使用前点検記録」、「月次点検記録」で確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度下期マネジメントレビュー時の社長アウトプットに基づく管理責任者（火力原子力本部長）の指示事項を踏まえ、活動計画を見直し、管理職のリーダーシップの発揮や協力会社を含めた安全文化醸成活動等に関する意見交換、さらには、新たにディスカッション活動を追加し、各グループの活動として計画又は、実施中であることを、略式決定書「管理責任者指示事項を踏まえた安全文化醸成および関係法令等遵守に係る平成26年度重点活動計画書の見直しについて」及び「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る個別活動計画書兼報告書」により確認した。 経営者層の関与の下に事業者として行われている安全文化醸成活動の取り組み状況等を確認するため、保安規定第4条「保安に関する組織」に定められている管理責任者（火力原子力本部長）に対してインタビューを実施した。なお、インタビュー等を踏まえた安全文化醸成活動の実施状況については、別途評価結果を取りまとめることとする。 「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、抜き打ち検査として実施し、品質保証会議資料等から不適合事象をサンプリングし、「不適合管理運用要領書」等に基づき、不適合の事象説明、不適合区分の考え方、要因分析図での検討結果等が適切に審議されていることを、不適合処置票及び議事録等にて確認した。 その中において、「1号機タービン建屋高電導度ドレンサンプポンプ試運転における溢水」の不適合事象検討会での審議状況を議事録にて確認するとともに「志賀2号機低電導度廃液系収集ポンプ（B）吐出弁の弁棒折損」の予防処置の実施状況については、事業者の是正処置管理システム（K15）をパソコン上にて閲覧し、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」、「情報検討会要領書」等に基づき、適切に実施されていることを確認した。 また、不適合事象検討会に抜き打ちで陪席し、「不適合管理運用要領書」どおりに不適合処置票をもとに説明に必要な系統図、仕様書等の参考資料として加味し、状況を把握しながら検討していることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転処理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。さらに、エスコートフリー及び抜き打ちで定例試験（1号機非常用ガス処理系（SGTS）手動起動試験）に立会い、体制、手順等を現場にて確認し、問題のないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、前述の保安規定違反（監視）事項を除き、良好であったと判断する。
--	--

(4/17)

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①不適合管理の実施状況 ②安全文化醸成活動の実施状況 ③放射線管理の実施状況 ④保守管理の実施状況 ⑤過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況 ⑥保安教育の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、平成25年に発生した、当直員の「安全処置復旧時の確認不足によるヒューマンエラー」事案の根本原因分析結果に対して策定された「対策実施計画書」に基づき、実質的な活動が行われていることを確認した。 また、「保全における作業許可証(PTW)の確認不足によるヒューマンエラー」事案に対する「根本原因分析活動報告書」に組織要因が抽出され、対策案が提言されていることを確認した。「対策実施計画書」は、本年10月を目途に策定中であることから、今後、保安検査等で実施状況を確認していくこととする。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度安全文化醸成活動の評価結果が平成26年度の安全文化醸成活動実施計画に反映されていること及び今年度の安全文化醸成活動方針は品質方針と一体化させたことを確認した。 また、安全文化醸成活動に関する経営者の関与を確認するため、所員へのインタビューを行った。 「放射線管理の実施状況」については、外部放射線に係る線量当量率の測定について、放射線管理月報により実施状況を確認し、放射線計器類の管理について、点検周期を定め、適切に実施していることを点検校正記録により確認した。 また、放射線管理に従事する所員及び協力企業の力量管理については、放射線管理仕様書等を遵守して適切に実施していることを業務経験・資格等管理表及び教育実施記録により確認した。 管理区域内の区域区分については、放射線業務の事例として残留熱除去系ポンプ本格点検作業の「放射線管理計画書」や「防護指示書」を確認した。本作業は汚染拡大防止の観点で養生、除染を行い、管理区域区分を設定し、これを維持するための措置(表示、区画、局所排風機、フードマスク等の防護装備)が講じられていることを確認した。なお、本作業の汚染拡大防止措置の実施状況については現場確認を行った。(メリハリのある検査) 「保守管理の実施状況」については、社長の保守管理方針として、長期停止プラントの保全の最適化の継続的追求等が具体的に示され、これに沿って平成26年度の業務計画表に保守管理目標が設定されていることを確認した。長期停止中の1～4号機はプラント毎に「特別な保全計画書」が作成され、平成25年度の保全の有効性評価結果等を反映し、平成26年8月28日に改訂されていることを確認した。 また、今年6月に発生した、腐食による1号機主排気ダクトのエアリークに関する不適合管理及び特別な保全計画における点検周期、区分及び点検周期超過が発生した機器についての不適合管理に係る是正処置の実施状況を確認した。 「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」については、平成25年度第3回保安検査において「監視」と判定し、改善を指示した「工事監理に

	係る火気・危険物作業の監理不備」に対する原子炉設置者の改善措置の実施状況を確認した結果、火気・危険物作業や作業現場への危険物持込量について「工事共通仕様書」の記載に合わせて「工事監理マニュアル」に反映され、実運用の改善が図られることを確認した。 なお、本年１２月にはマニュアルの改訂版が施行される予定であり、引き続き保安検査等で実施状況を確認することとした。 抜き打ち検査として実施した、「保安教育の実施状況」については、所員への保安教育は平成２５年度の保安教育実施計画に基づく、「平成２５年度の保安教育実施報告書」及び「平成２６年度保安教育実施計画書」により、計画的に実施され、報告されていることを確認した。 また、協力企業従業員への保安教育は、平成２５年度の「構内業務登録・発電所立入許可申請書」により、教育実施日、教育内容を確認した。 さらに、保安規定に定める放射性廃棄物処理設備業務や燃料取替業務に関わる外部委託企業の従業員への保安教育は発電所長が承認した「平成２５年度の保安教育実施計画書」に基づき、実施されていることを、「平成２５年度の保安教育実施報告書」により確認した。 上記の基本検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①緊急時安全対策等の実施状況 ②-1 保守管理の実施状況 (保全計画・管理) ②-2 保守管理の実施状況 (保全の有効性) ③緊急時演習等の実施状況 ④廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「廃棄物管理の実施状況」、「緊急時演習等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 緊急安全対策等の実施状況については、平成25年度第2回保安検査で確認しているが、その後に対策強化のための追加工事等が行われていることから、現在の進捗状況や緊急時マニュアルの整備状況、それらに基づく要員の訓練が適切に行われているか、事業者が定めた手続きに基づき実施されているか確認した。 検査の結果、追加工事については、本店を含めた社内会議体「KK新規制基準対応管理会議」等により、緊急時安全対策等に係る対応方針が検討され、社内会議体「KK復旧プロジェクト管理会議」等により、工事の進捗管理及び情報共有が適切に行われていることを議事録等により確認した。 前回保安検査以降に完了した「6号機ウェル注水設備設置工事」、「7号機津波監視装置の設置工事」、「大型車共用車庫及び倉庫設置工事」等の主要工事8件について、「工事報告書」、「物品持込書(検収書)」等の書類および現場確認により工事が完了して、使用可能な状況であることを確認した。 「高所放水車」及び「コンクリートポンプ車」等の主要工事3件について、「工事報告書」等に基づき現場配備状況を確認した。追加配備された「高所放水車」等、資機材については、「日常点検記録」、「月例点検記録」等により維持管理を行っていることを確認した。一方で、コンクリートポンプ車の一部に劣化による故障が発生していることから、維持管理方法の再検討を含めた検討を進めていることを確認した。 緊急時マニュアルについては、緊急用M/C盤、代替熱交換器等の資機材の配備状況等に応じて、「津波アクシデントマネジメントの手引き」を改訂し、現在の発電所の状況である全号機停止状態におけるマニュアル整備が完了したことを確認した。 緊急安全対策等に係る個別訓練については、「柏崎刈羽原子力発電所 防災訓練個別訓練実施方針」に基づき訓練が実施されていることを「個別訓練実績一覧表」により記録を確認し、要員の訓練が適切に行われていることを確認した。 保守管理の実施状況(保全計画・管理)については、施設の点検、補修等の保全に必要な各プロセス(工事計画、設計管理、調達管理、工事管理)が適切に実施されているか検査を行った。 検査の結果、保安規定に基づき策定された「保守管理基本マニュアル」に工事計画、工事管理の具体的な方法が規定され、「設計管理基本マニュアル」、「調達管理基本マニュアル」に設計管理、調達管理の具体的な方法が規定され、これらが継続的に改訂されていることを確認した。 保全工事の具体的な実施状況については、設計管理対象の選定、設計レビュー、設計検討結果の文書化、購入仕様書に対する設計検証、工事計画、工事管理、工事完了確認を行い、保全に必要な各プロセスが適切に実施されていることを記録に基づき抜取りにより確認した。 保守管理の実施状況(保全の有効性)については、各プロセス「点検・補修等

の結果の確認・評価」、「点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置」、「保全の有効性評価」が適切に実施されているか検査を行った。

検査の結果、「保守管理基本マニュアル」等業務に必要なマニュアルが定められ、継続的な見直しが行われていることを確認した。これらのマニュアルに従って、点検・補修等の結果の確認・評価、点検補修等の結果の不適合管理、是正措置及び予防処置が行われていることを、工事施行報告書や不適合管理報告書等の記録により確認した。保全の有効性評価についてはタービン、原子炉等のグループごとに「保全の有効性評価結果記録シート」を作成しており、適切に評価を行い、その結果が保全計画書に反映されていることを抜取りにより確認した。

緊急時演習等の実施状況について、必要な体制、要員及び訓練計画を策定し、緊急安全対策等の対応及び定期的な訓練等を実施し、評価、課題等がまとめられているか検査を行った。

検査の結果、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」、「原子力災害対策マニュアル」、「原子力防災訓練実施ガイド」、「柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織防災教育・訓練・力量管理ガイド」等に基づき、必要な緊急時体制の確立、確保すべき要員の力量の明確化、力量を維持・向上するための教育及び訓練計画の策定、定期的な訓練の実施、評価及び次回訓練への課題抽出が行われていることを確認した。

廃棄物管理の実施状況については、固体廃棄物貯蔵庫に保管しているドラム缶の一部に、過去において塗料、洗浄液等の有機溶剤等（以下「有機溶剤等」と言う。）の混入が原因と推定される膨脹したものが確認されていることから、管理区域における有機溶剤等の使用から廃棄に至る状況を確認することとして検査を行った。検査の結果、使用される有機溶剤等は、発電所作成の「化学物質・危険物リスト」に掲載されているものであり、主に使用されるのは保全工事における機器の塗装、部品洗浄等であり、塗装工事の多い建築グループにあっては建屋内において使用される塗料はドラム缶膨脹原因とはならないシンナー等を含まない非危険物を使用していること、有機溶剤等の使用量の適正化は「工事共通仕様書」に「持込み及び小分け」として定められ、「防護指示書」に持ち込み物品の種類、量を記載させ、現場への持ち込みは必要最小限となるように日単位で管理していることを保全工事仕様書３点にて確認した。

使用後の塗料付ウエス、刷毛は、付属の金属等不燃物を除去し、塗料は乾燥後に細断し、「可燃性雑固体常設集積場所」に一時保管後、焼却処理していることを「柏崎刈羽原子力発電所放射線管理仕様書ガイド」により確認した。

使用後の空缶は塗料を除去した後、不燃物を集積する雑固体常設集積場所に一時保管していることを「放射性固体廃棄物管理要領」「KK-固体廃棄物管理業務（雑固体廃棄物処理）委託仕様書」により確認した。

前述の運用が適切に実施されているか３号機建屋の「３号機雑固体常設集積場所」及び「３号機可燃性雑固体常設収集場所」の確認をしたところ、汚染物品の種類ごとに区割りされ、廃棄物は内部が見える袋に入れられ、既定の表示シールが添付され保管されているのを確認した。

現状では有機溶剤等の廃棄物により、廃棄物封入ドラム缶が膨脹しない仕組みができていることを確認した。

以上のことから、平成２６年度第２回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好と評価する。

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	8月25日(月) ～ 9月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況 ②燃料管理の実施状況 ③放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理の実施状況 ④放射線管理の実施状況 ⑤保安規定の変更条項の遵守状況 ⑥保安教育の実施状況 (抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「保安教育の実施状況 (抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。 「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、緊急安全対策設備の手順書等の整備状況及び緊急時対応訓練の実施状況について検査を実施した。緊急安全対策設備の手順書等は「津波対策要領」により一元的に集約・管理されていることを確認した。また、瓦礫等の撤去を行うホイールローダについては、「ホイールローダ操作作業要領書」として独立して使用しているため、今後、当該要領書を改訂し「アクセスルート確保手順書」として「津波対策要領」に統合することで実効性向上を図る計画であることを確認した。 緊急安全対策を踏まえた緊急時対応訓練については、防災訓練(自主訓練)、フルスコープシミュレータを使用した運転員と災害対策本部要員との連携訓練、低圧電源車による低圧母線への接続訓練、可搬型代替注水ポンプ車を用いた水源確保訓練等が「平成26年度訓練計画」どおりに実施され、訓練後には改善事項の抽出や手順変更の必要性等が検討されていることを「訓練フォローアップリスト」等により確認した。 「保安教育の実施状況」については、抜き打ちで検査し、「力量設定管理要項」に基づき、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する者に対する力量管理を実施しており、各室が作成する「原子力安全の達成に影響がある業務の力量基準」等において、室員の力量評価基準及び必要となる教育訓練が業務ごとに規定され、室員の力量評価については、保安教育受講記録、面談や教育手帳による知識の取得状況、業務観察により作成した「力量評価結果表」により室長が実施していることを確認した。 また、長期停止期間中における所員の更なる力量向上に向けた取組として、総務マネージャー、安全・防災マネージャーをヘッドとし、能力開発担当(副所長)及び各室のマネージャーを委員とする「教育訓練検討チーム」が設置され、発電所現場実務及び緊急時対応を確実に遂行するため、人的資源の資質向上と、必要な要員に対して必要な力量を身に付けさせることを目的に検討を進めていることを確認した。 その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 技術的深みのある検査の観点から、「燃料管理の実施状況」において、使用済燃料プールの冷却機能確保の観点から、定期的に実施する使用済燃料プールの崩壊熱評価結果に基づき、使用済燃料プール水温が運転上の制限である65℃に到達するまでの時間余裕を評価するとともに、代替冷却操作、燃料プール代替注水操作等の一連の操作手順を「燃料プール冷却機能喪失時対応手順」及び「津波対策要領」として整備していることを確認した。また、原子炉の燃料

	がすべて使用済燃料プールに移送されていることから、使用済燃料プールの冷却及びプールへの注水に準備する系統・機器の電気負荷により、非常用ディーゼル発電機が動作不能時に代替できる高圧電源車の台数が決定されていることを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

(7/17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)、9月17日(水)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①<u>安全文化醸成活動の実施状況</u> ②<u>安全性向上対策の実施状況</u> ③放射性廃棄物管理の実施状況 ④地震又は火災等発生時の対応状況 ⑤巡視点検の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、平成26年度の保安検査重点方針等に基づく「安全文化醸成活動の実施状況」や「安全性向上対策の実施状況」の基本検査項目などについて検査を実施した。 「安全文化醸成活動の実施状況」の検査においては、安全文化醸成活動そのものが新たにQMSに組み込まれ、その活動が社長からのトップダウンにより方針・指示が下され、それに基づき管理責任者が指針を定め、目標・年度計画を作成させていること、年度の分析・評価結果はマネジメントレビューのインプットとされ、次年度へ展開すべき社長指示としてアウトプットされることなど、安全文化醸成活動に係るPDCAを回すための仕組みが整備されていることを確認した。また、平成26年度の安全文化醸成活動においては、平成25年度の活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長指示事項などを反映して年度計画が策定され、浜岡原子力規制事務所から提示した平成26年度の取り組み要請事項についても、年度計画に反映され、それが各部署の業務執行計画に展開されていることを確認した。 「安全性向上対策の実施状況」の検査においては、平成26年度第1回保安検査に引き続き、安全性向上対策の実施計画を踏まえ、要員の配置、要員に対する訓練や評価、可搬式の発電機やポンプなどの必要な資機材の配備等、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備が進められていることを確認した。また、9月4日に実施された事業者による全社防災訓練において、3号機で行われた全交流電源喪失を想定した可搬式動力ポンプによる原子炉代替注水訓練、原子炉代替注水ラインナップ訓練、自動減圧系作動用窒素供給訓練が実施されていることを現場で確認した。(メリハリのある検査) また、保安検査中に行われる保安活動のうち、確認の頻度が比較的低い巡視点検について、抜き打ち検査として4号機で行われたタービン建屋の1階と地下1階の巡視点検に立ち会い、「巡視点検手引(運転)」で定められた施設及び設備の点検が漏れなく実施されていることなど確認した。 その他検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(8/17)

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①保守管理の実施状況 ②異常時及び緊急時等の対応状況 ③安全性向上施策の実施状況 ④不適合管理の実施状況 ⑤定例試験(1号機中央制御室換気空調系隔離運転及び外気取入運転試験)の実施状況(立会)(抜き打ち検査) ⑥役職者同行パトロールの実施状況(立会)(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、保守管理の実施状況については、1号機の長期停止に伴う特別な保全計画の策定にあたって、保守業務管理要領に従い、プラント停止中の機器の運転状態、機器の運転可能期間等を考慮して選定された機器を追加点検の対象として、保全方法や実施時期等も含めて、これらを技術検討書により取りまとめていることを確認した。 特別な保全計画の実施については、調達管理要則に基づき、調達先の技術評価を実施のうえ、要求事項を記載した工事仕様書を作成していることや、要求事項を満足していることを工事報告書により確認した。さらに、保守業務管理要領に従い適切な力量をもった者に担当させていることを確認した。 一方、平成25年度実施した2号機の特別な保全計画に基づく追加点検の有効性評価を実施した結果、原子炉冷却材浄化系保持ポンプの運転時間がプラントの長期停止によりベアリングの寿命を超える恐れがあるため、ポンプの運転時間を考慮していることを点検基準表で確認した。 なお、保守管理目標の設定については、社長の定めた保守管理実施方針と整合の取れた平成26年度の保守管理目標を設定していることを確認した。 さらに、抜き打ち検査として選定した定例試験(1号機中央制御室換気空調系隔離運転及び外気取入運転試験)の実施状況については、「定例試験要領」に従い指差呼称を確実にしていること、及び役職者同行パトロールの実施状況については、若手所員への技術伝承に努めていることを確認した。 その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認及び原子炉施設の巡視を行った結果、特段問題が無いことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③ 保安管理体制と職務に係る保安活動の実施状況 ④ 放射性廃棄物管理の実施状況 ⑤ 保安教育の実施状況 ⑥ 定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査) ⑦ 記録及び報告の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」、「記録及び報告の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。 検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビューのインプット情報となる発電所の「品質マネジメントシステム・レビュー結果」が適切に議論され取りまとめられていること、またマネジメントレビューからのアウトプットに基づき、発電所における品質マネジメントシステムが適切に維持、改善されていることを確認するため、平成25年度における「品質マネジメントシステム・レビュー結果」、マネジメントレビューからのアウトプットの各事項における社長の決定及び処置を受けた発電所側の評価及び平成26年度の具体的活動計画、実施状況等を検査し、「データ分析要項」、「マネジメントレビュー要項」等に基づき、技術連絡票「平成25年度品質マネジメントシステム・レビューの実施について」、「発電部門マネジメントレビュー改善計画の実施依頼について」、「敦賀発電所平成26年度品質目標」等により適切に実施されていることを確認した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合低減のため是正処置・予防処置が速やかに実施され、必要に応じ水平展開が実施されていることを確認するため、不適合事象に関する各管理要項、要領に基づく管理状況、保安活動で得られた知見及び他施設での事例から得られた知見の予防処置実施状況、事故・故障・トラブル検討会実施による改善及び管理状況確認等を検査し、「不適合管理要項」、「敦賀発電所 是正処置プログラム(CAP)会議運営要領」等に基づき、CAP会議、事故・故障・トラブル検討会にて、CAP会議資料「国内情報検討処理票予防処置の実施状況」、「国内情報検討処理票予防措置の実施状況(水平展開「要」)」等により適切に実施されていることを確認した。 「定期試験、定期点検等の実施状況(抜き打ち検査)」については、要領書が適切に作成されていること、また作成された要領書に基づき適切に実施されていることを確認することとし、「敦賀発電所2号機第18回定期検査の長期化に伴う追加点検計画表」に基づき実施している「敦賀発電所2号機原子炉補機冷却水冷却器点検工事」、「敦賀発電所2号機原子炉補機冷却海水ポンプ定検工事」について現場確認を含めて検査を抜き打ちで実施し、何れも工事計画に基づく工事仕様書、工事要領書等が適切に発行、運用されていることを確認した。また、「有資格者及び技能者リスト」の力量評価された作業者により、管理された計測器等を用いて工事要領書に基づき工事が実施されていることを現場にて確認した。 「記録及び報告の実施状況(抜き打ち検査)」については、保安に関する文書及び記録の作成並びに保管(保存含む)の実施状況(現場確認含む)、保安に関する文書及び記録等の改定の実施状況並びに報告の実施状況を確認することとし、保安に関する文書及び記録のうち「原子炉施設の巡視、保守管理等に関する文書、記録」等について保管場所も含めて検査を抜き打ちで実施し、適切に管理されていることを確認した。 その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	8月25日(月) ～ 9月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況 ②プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況 ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ④原子炉施設の巡視点検及び当直課長の引き継ぎ等の実施状況 ⑤緊急安全対策等の実施状況(抜き打ち検査) ⑥計装保修課業務の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「原子炉施設の巡視点検及び当直課長の引き継ぎ等の実施状況」、「緊急安全対策等の実施状況(抜き打ち検査)」、「計装保修課業務の実施状況(抜き打ち検査)」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成26年度美浜発電所の安全文化醸成のための活動計画における重点施策が各課(室)の品質目標として定められ、活動が開始されていること及び、原子力事業本部の安全性向上体制の見直しに伴い、6月9日に保安規定が変更され、新しく配置された原子力安全統括の組織上の位置づけ、職務内容を確認し、社内標準類が適切に制定及び改正されていることを確認した。 「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから、追加点検が特別な保全計画に基づき継続的に実施されていることを確認するとともに、長期停止に伴い保管対策を実施している機器が適切に管理されていることを確認した。なお、特別な保全計画に基づく追加点検の実施状況については、3号機が2回目の追加点検を実施中であることから、1次系の追加点検機器を3ヶ所抽出し、現場で点検が適切に実施されていることを確認した。1、2号機については、安全機能の重要度の高い機器を複数の設備所管課において抽出し、点検記録を確認するとともに、M35保全総合システムにより適切に管理されていることを確認した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成25年度第4回保安検査の確認時以降、是正処置が終了又は是正処置方法が決定されたもの及び「不適合処置・是正処置票」が発行されたものから4件を抽出する等、また、他発電所で発生した不適合の水平展開として、予防処置が行われているものから任意に7件を抽出し、不適合の原因に応じた是正処置及び予防処置が適切に実施されていることを確認した。 「原子炉施設の巡視点検及び当直課長の引き継ぎ等の実施状況」については、巡視点検及び引き継ぎが、「美浜発電所 発電業務所則」(以下「発電業務所則」という。)に基づき実施されていることを確認した。また、抜き打ち的に現場確認を行い、1次系の原子炉補助建屋において運転員が実施する原子炉施設の巡視点検の確認及び、中央制御室において当直課長から次の直の当直課長への業務引き継ぎを、立会いにより確認するとともに、記録が適切に記載されていることを確認した。 抜き打ち検査として、「緊急安全対策等の実施状況」及び「計装保修課の業務実施状況」を確認した。「緊急安全対策等の実施状況」については、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練等が継続して実施されているとともに、必要な改善が行われていること、電源機能等喪失時に必要な資機材が点検され、適切に維持管理されていることを確認した。また、緊急安全対策等が着実に進捗していることを現場及び工事の予定実績管理記録により確認するとともに、新規制基準への対応準備状況についても大容量ポンプが追加配備される等、着実に進捗していることを確認した。 「計装保修課業務の実施状況」については、保安規定で機能要求のあるディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、起動用空気だめ圧力、使用済燃料ピットの水温等の計測機器等が適切に校正、管理されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況 ②保安規定変更に係る体制の整備状況(原子力事業本部の検査を含む) ③使用済燃料の運搬の実施状況 ④長期停止における保守管理の実施状況 ⑤各課室の業務実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保安規定変更に係る体制の整備状況(原子力事業本部の検査を含む)」、「使用済燃料の運搬の実施状況」、「長期停止における保守管理の実施状況」及び「各課室の業務実施状況」を基本検査項目として検査を実施した。 検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度の安全文化醸成活動の評価結果や原子力保安検査官からの「取組み要請事項」を踏まえ、課題を抽出した上で、「原子力安全・原子力防災に係る知識・対応能力の充実」などの重点施策を推進する計画が策定されていること等を確認した。 「保安規定変更に係る体制の整備状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力事業本部において、原子力技術部門及び原子力発電部門に配置されていた安全性向上を担当する部署が、新設する原子力安全部門に配置換えされていること、及び同部門が中核となり、原子力事業本部並びに美浜、高浜及び大飯発電所(以下「各発電所」という。)にて展開されている自主的安全性向上活動推進の強化に取り組まれていることを確認した。発電所においては、原子力安全統括の職務が新設され、発電所の原子力安全に係るリスクマネジメントを含めた、自主的かつ継続的な安全性向上への取り組みの推進を図ること等の活動が実施されていることを確認した。 「使用済燃料の運搬の実施状況」については、使用済燃料の運搬に使用する輸送容器は、収納する使用済燃料の種類、冷却期間、燃焼度等が運搬する使用済燃料に適合していること、臨界防止の観点から使用済燃料貯蔵ラックから輸送容器への移送前に、使用済燃料ピット内における冷却材のボロン濃度が所定濃度以上であることが確認され、所定の使用済燃料ピットクレーンを使用して一体毎移送が実施されていること、また使用済燃料移送時における運転上の要求事項として非常用ディーゼル発電機(2基)及び空冷非常用発電機(1基)のうち2基以上が動作可能であること等、保安規定で定められた要求事項が満たされていること等を確認した。 「長期停止における保守管理の実施状況」については、1号機は平成25年1月に原子炉から燃料が取り出され、その保管状態が継続されていることを確認した。2号機については、本年7月に長期停止期間中(第24保全サイクル)における保全の有効性評価が実施されていることを確認した。具体的には、「リスク情報、科学的知見」に係るものについては、使用済燃料ピット監視計器の信頼性向上として、水位計及び温度計について既存のものに加え新たに増設が行われ、保全指針への反映が行われていることを確認した。また、長期間停止している機器の保管状態について、1号機及び2号機蒸気発生器2次側等は湿式保管され、水質管理が適切に実施されていることを確認した。1号機及び2号機蒸気タービンについては乾式保管され、規定された通りに湿度測定が行われ、適切に管理されていることを確認した。 「各課室の業務実施状況」については、所長室で実施される業務について確認した結果、保安規定に基づく「発電所の運営に関する総括」、「初期消火活動のための体制の整備に関する業務」、「文書管理と記録管理の総括」等の業務が力量を有した所長室職員により実施されていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視(1、2号機タービン建屋)、定例試験(3号機Bディーゼル発電機負荷試験)への立会を行った結果、特段問題のないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(12/17)

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	9月1日(月) ~ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全文化醸成活動の実施状況 ②不適合管理の実施状況(事故・トラブル等防止活動を含む。) ③区域管理の実施状況 ④物品移動の管理状況 ⑤現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査) ⑥原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「不適合管理の実施状況(事故・トラブル等防止活動を含む。）」、「区域管理の実施状況」、「物品移動の管理状況」、「現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査)」及び「原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査)」の6項を検査項目として選定し、検査を実施した。 検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、原子力事業本部で策定された平成26年度の重点施策が関係各所へ通知されており、発電所においては、原子力事業本部からの指示が適切に活動計画に反映されており、各課(室)の上期の活動状況について、抜き取りによりその進捗状況を確認した。 また、安全性向上活動の方針について社達の制定を受け、品質方針が見直されたことにより、10月1日の施行に向けて品質目標を見直し中であることを確認した。 なお、良好事例として、安全防災室が主導する召集要員の訓練について、全ての召集要員に対して実施されており、不測の事態に備えた実効性を向上させる取り組みが行われていることを確認した。 「不適合管理の実施状況(事故・トラブル等防止活動を含む。）」については、平成25年度第3回保安検査以降発生した不適合の事案を中心に確認し、定められた手順に従って原因が分析され、是正処置が行われていることを確認した。また、水平展開等の予防処置に関しても、具体的実施方針の検討・立案及び処置が行われていることを確認した。 「区域管理の実施状況」については、管理区域の設定・解除、区域区分、出入管理、周辺監視区域等の区域管理が、社内標準に基づき適切に実施されていることを確認した。 「物品移動の管理状況」については、管理区域外への搬出、管理区域内での移動や「管理区域外への核燃料物質等の運搬」は、社内標準に基づき実施され、またそれら持ち出し時に用いた計測器類の管理は、社内標準に基づき、適切に実施されていることを確認した。 「現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査)」については、原子炉格納容器内で、新規規制基準対応工事の「3号機 高温配管サポート耐震裕度向上工事」の「外観仕上り検査」の現場立会状況を確認した。発電所員及び協力会社員により、チェックシートに従って、外観確認等が適切に実施されていることを確認した。 「原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査)」については、原子力防災資機材等が、社内標準に基づき管理され、定められた保管場所に必要数量が確保されていることを、抜き取りで中央制御室や緊急時対策所等の現場に立入り確認した。また、同様に社内標準に基づき、定期的に点検が実施されていることを点検記録により確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機 B-ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目（下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。） ①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③マネジメントレビューの実施状況 ④内部監査の実施状況 ⑤消火活動体制の整備状況（抜き打ち検査） ⑥運転管理の実施状況（抜き打ち検査） ⑦文書・記録の保管状況（抜き打ち検査） 2) 追加検査項目 なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを確認した。 「保守管理の実施状況」に関しては、長期停止している島根原子力発電所1、2号機について、設備の機能を継続的に維持するために、社内規定に基づき追加点検対象機器等が適切に抽出され、追加点検工事が保全計画（長期停止時）どおり実施されていることを確認した。 「マネジメントレビューの実施状況」に関しては、マネジメントレビューが社内規定に基づき適切に実施されるとともに、マネジメントレビューのアウトプットを反映し、業務運営方針及び業務実施計画が作成されていることを確認した。また、マネジメントレビューのインプット情報の一つである安全文化醸成活動の実施状況について、経営責任者の同活動への関与・取り組み状況を把握することを目的として、保安規定第4条「保安に関する組織」に定める管理責任者（電源事業本部長）に対してインタビューを実施した。（管理責任者の同活動の実施状況については、別途評価結果を取りまとめる。） 「内部監査の実施状況」に関しては、安全管理監査及び実施部門内部監査とともに、社内規定に基づき平成25年度の内部監査が適切に実施されるとともに、平成26年度の基本計画が策定されていることを確認した。 「消火活動体制の整備状況」に関しては、発電所において火災が発生した場合、迅速な初期対応がとれるよう、消火活動のための体制が適切に整備されていることを確認した。また、9月3日に実施された初期消火訓練に抜き打ちで立ち会い、訓練が計画どおり実施されていることを確認した。 「運転管理の実施状況」に関しては、協力会社に委託している廃棄物処理設備の巡視点検が社内規定に基づき適切に実施されていることを現場立会により確認した。 「文書・記録の保管状況」に関しては、保安に関する記録を抜き取り、適切に保管されていることを本社執務室にて確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験（1号機非常用ガス処理系手動起動試験（I系））への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。 また、保安活動が計画及び手順書どおり実施されていることを机上で確認することだけでなく、長期停止している1号機の機器設備の追加点検工事が適切に実施されていることを施工現場で確認するとともに、代替注水配管の多重化

	工事において、各ルート配管敷設が完了していることから、抜き取りで2号機原子炉ウェルへの注水配管の敷設状況を現場にて確認するなど、可能なものについては、現場において問題ないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。
--	--

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	9月1日(月) ～ 9月12日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ②不適合管理の実施状況 ③運転管理の実施状況 ④放射性廃棄物管理の実施状況 ⑤文書管理の実施状況 ⑥放射性廃棄物でない廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑦原子力施設巡視点検の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては、基本検査項目として「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「文書管理の実施状況」を選定し、また抜き打ち検査項目として「放射性廃棄物でない廃棄物管理の実施状況」、「原子力施設巡視点検の実施状況」を選定し、伊方発電所にて検査を実施した。 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、緊急安全対策等に係る内規・マニュアル類の改正が平成26年度第1回保安検査(以下「前回検査」という)以降、適切な改正プロセスを経て実施されていることを確認した。外部電源の信頼性向上対策では、原子力本部外の社内組織が設計・工事の一部を実務担当しているが、当該組織と原子力本部との内部コミュニケーションが図られる体制になっていることを「常務会決定書」「伊方発電所構内作業実施計画書」により確認した。前回検査以降に進捗があった緊急安全対策等に係る工事は「3号機海水ピットポンプ室浸水防護堰設置工事」1件であり、浸水防護に係る工事はほぼ完成していることを聞取りした。さらに、緊急安全対策等に係る工事の中から同工事他3件を抽出し、現場立会にて対策工事が施工中または既に完成していることを確認した。 緊急安全対策に係る教育・訓練については、平成26年度計画にしたがい実施されたことを「教育訓練報告書」により確認した。また、緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が適切に実施されていることを、点検記録等により確認した。 「不適合管理の実施状況」に係る検査では、不適合でないと判断された事象について抜き取り調査した。また、発生当初は不適合と判断されていたが、状況調査の結果不適合でない事象へと変更された事象についても調査した。結果として、不適合でないと判断された事象であっても、何らかの処置が必要であると判断された場合は、事象の状況を踏まえて適宜対応していることを統合型保守管理システム(以下、「EAM」という。)、作業要領書等により確認した。 不適合と判断された事象について抜き取り調査した結果、不適合分類、不適合処置、是正処置要否判断が、内規に基づき適切に実施されていることをEAM等により確認した。また、不適合処置及び是正処置の処理目標(KPI)である90日を超えて継続している事象について抜き取り調査した結果、必要な情報を担当課が適宜把握して管理していることをEAM等により確認した。さらに、発生した不適合の原因分析について、平成26年上期において根本原因分析が必要と判断された事象はなかったことを、品質保証運営委員会資料及び議事録により確認した。 予防処置の要否判断を担当課へ依頼した後、未完了のまま1年以上経過している事象について抜き取り調査した結果、必要な情報を担当課が適宜把握して管理していることをEAM等により確認した。 「運転管理の実施状況」に係る検査では、長期停止中のプラントの運転管理について、1, 2, 3号機とも特別な保全計画に基づく機器の保管、管理方法が定められ、保修部各担当課からの保全通知等に基づき、発電課長、当直長、系統管理課長及び放射線・化学管理課長が連携して適切に実施されていることを確認した。また、運転員の技量確保及び運転管理体制の確保については、教育・訓練計画において、シビアアクシデント等を考慮した訓練の実施等が計画どおり実施されるとともに、新入社員を対象とした教育については、プラント停止による影響を考慮した特別プログラムによる教育を行うことにより、所定の運転技術技能認定を取得させていることを確認した。 「放射性廃棄物管理の実施状況」に係る検査では、放射性液体廃棄物に係る業務について調査した結果、その要求事項が業務委託仕様書によって明確化さ

れていることを確認し、当該要求事項は関係法令の改正等があった場合に適宜見直しを実施していることを確認した。また、委託先要員の力量について、関係会社の実施する教育の内容を、年1回の原子力監査の中で確認していることを、業務委託監査計画書及び報告書により確認した。さらに、委託業務の実績について、日報及び月報の形で担当課へ提出され、課長が確認していることを確認した。

放射性液体廃棄物放出管理用計測器管理に係る業務についても、その要求事項が業務委託仕様書によって明確化されていることを確認した。また、委託先要員の力量について、関係会社が提出する力量申請書等により確認できること、実施した教育の内容を年1回の原子力監査の中で確認していることを、業務委託監査計画書及び報告書により確認した。さらに、委託業務の実績について、月報の形で担当課へ提出され、課長が承認していることを確認した。

「文書管理の実施状況」に係る検査では、保安規定で定められた文書及び記録の管理に係る要求事項及びプロセスが「文書・品質管理内規」で定められ、同内規に基づき関係内規・マニュアルにて各記録の作成、保存及び廃棄に係る事項が定められていることを、関係内規・マニュアル類、決定書、及び周知文により確認した。なお、記録のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「法令」という。）において要求されている記録については、内規・マニュアル類において明確化されており、法令及び保安規定で定める期間、保存することが定められていること、全ての記録が保存されていることを確認したが、「固体廃棄物貯蔵庫保管実績票」が法令に定める記録として明確化されていないこと等が確認されたため、記録管理の改善を指導した。

「放射性廃棄物でない廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」では、放射性廃棄物でない廃棄物管理の実務について、「汚染の恐れのない管理区域以外における資材」の実績として「2号機補助建屋シャッター」1件、また「汚染の恐れのない管理区域以外における物品」の実績として「3号機ほう酸ポンプ室内エアロゾル消火装置」1件の内容を確認した。

2号機補助建屋シャッターについて、放射性廃棄物でない廃棄物として管理することが計画され、搬出申請がなされていることを確認した。また、工事要領書において放射性廃棄物でない廃棄物に関連する作業が明確化されていること、さらに汚染防止措置及び混在防止措置が適宜実施されていることを確認した。

3号機ほう酸ポンプ室内エアロゾル消火装置についても、搬入の段階で放射性廃棄物でない廃棄物として管理することが計画され、搬出申請がなされていることを確認した。また、作業要領書において放射性廃棄物でない廃棄物に関連する作業が明確化されていること、さらに汚染防止措置及び混在防止措置が適宜実施されていることを確認した。

なお、当初の計画では放射性廃棄物でない廃棄物の候補物として5年程度配備される予定であったことから、内規マニュアル等で定める取扱いのほか、別途課長決裁にて「取扱い要領」を策定し、必要かつ適切な対策が明確化されていることを確認した。

なお、上記2件とも現在搬出を見合わせていることから、混在防止及び識別可能な状態で保管されていること、さらに今後搬出の見通しが立った場合は、その直前に念のための放射線測定を実施する予定であることを聴取等により確認した。

「原子力施設巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）」では、事業者の巡視点検員が実施する3号機原子炉建屋及び補助建屋の巡視点検に検査官が同行し、規定の点検対象エリア・機器リストと巡視点検員の行動を照合することにより、規定どおりの点検が実施され、その結果が当直長へ報告されたことを確認した。

平成25年度以降の巡視点検に係る内規改正のうち、号機毎に1件ずつ抽出し、改正プロセスが適切に実施されていることを確認した。また、巡視点検に係るマニュアルについても、改正プロセスが適切に実施されていることを確認した。さらに、巡視点検員の力量管理が適切に実施されていること、巡視点検からの検出状況から巡視点検が有効に機能していると事業者が考えていることを聞取りした。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機非常用ディーゼル発電機B負荷試験）の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	8月28日(木) ～ 9月10日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③安全文化醸成活動の実施状況 ④原子炉主任技術者の職務等の実施状況 ⑤文書管理の実施状況 ⑥発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況(抜き打ち検査) ⑦発電用原子炉施設の巡視点検の実施状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「原子炉主任技術者の職務等の実施状況」、「文書管理の実施状況」、「発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「発電用原子炉施設の巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、事業者がこれまで実施してきた諸対策及び3/4号機に新規規制基準対策として設置している重大事故等クラス2ポンプに該当することとなった常設電動注入ポンプについて、日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格(2005年版)2007年追補版含む)」(以下、「JSME」と言う)に規定される非破壊試験を製作工場で実施する等緊急安全対策等の諸対策及び新規規制基準に適合するための対応が、事業者が策定した計画に従い着実に進捗していることを確認した。 「保守管理の実施状況」については、平成26年度の保守管理計画を策定又は改訂していることに加え、平成26年7月に追加点検の計画を見直した2号機を対象に保管対策や追加点検を適切に実施していることを確認した。なお、保管対策については、蒸気発生器2次側器内の湿式保管部の脱気水を所定の判断基準により水質管理していること等を確認した。 「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度の評価結果を踏まえて、平成26年度の計画を適切に策定していること及び平成26年度の活動を適切に実施していることを確認した。 「原子炉主任技術者の職務等の実施状況」については、原子炉主任技術者の選任・解任状況及びその職務権限と責任に係る規定を明確にし、適切に実施していることを確認した。 「文書管理の実施状況」については、文書管理及び記録管理の手順を文書化し、適切に実施していることを「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」等により確認した。なお、「保安活動に関する文書及び記録の管理要領(1,2号)」に規定された文書の保存年限が上位規定である「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」の規定を満たしていない状況に対して、不適合報告書(2014-1-2)を発行し、是正することを聴取等により確認した。 また、抜き打ち検査として「発電用原子炉施設における補修・点検等の実施状況」及び「発電用原子炉施設の巡視点検の実施状況」について検査を実施した。 前者については、健全性確認試験に立ち会い、規定類に基づき承認された手順書に従い適切に実施していることを確認した。後者については、当直課長の監督下において厳正な規律のもと、運転基準等に定められた基本事項を遵守し適切に巡視点検を実施していることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特に問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	8月25日(月) ～ 9月5日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①安全対策等の実施状況 ②放射性液体廃棄物の管理の実施状況 ③請負会社の放射線防護の実施状況 ④運転管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑤原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	今回の保安検査においては「安全対策等の実施状況」、「放射性液体廃棄物の管理の実施状況」、「請負会社の放射線防護の実施状況」、「運転管理の実施状況(抜き打ち検査)」、「原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。 検査の結果、「安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に係る中長期対策に係る工事の進捗状況を適切に管理し、概ね計画どおり進捗していることを確認した。 「放射性液体廃棄物の管理の実施状況」については、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じて分類処理し、放射性液体廃棄物としての放出については、放出源となるタンク水の放出前に放射性物質濃度の測定・評価を行い、安全管理課長が放出管理目標値を超えないことを確認のうえ放出を承認し、当直課長が放出が承認されていることを確認のうえ運転基準に従い放出操作を実施し、放出完了後には安全管理課長が計画及び放出承認に従い実施されたか確認していることを確認した。 放射性液体廃棄物の濃度測定のため代表試料を採取する際に重要となる、タンク内の放射性物質の濃度を均一にするための循環時間については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(以下「指針」という。)により、タンク内全保有量をポンプで循環させることにより全量が均一に攪拌されるとの考えから、タンク保有量及びポンプ容量の規格を基に時間を算出し、タンク内が均一に攪拌されるよう十分なサンプリング循環時間を定めていること、及び試料採取時における十分な循環時間の確保、循環時間等を記録する旨化学業務要領に定めていることを確認した。 さらに、放射性液体廃棄物の放出に係る試料の濃度測定時間については、指針により測定下限濃度を満たすための代表的な測定条件が定められており、計測条件で示された計測時間に対し、実際の測定下限濃度を指針以下とするために余裕を持った計測時間で測定していることを確認した。 放射性液体廃棄物の放出管理については、法令に定める濃度限度に対して十分下回っていることを確認することにより管理していることを確認した。 「請負会社の放射線防護の実施状況」については、事業者と協力会社の担当者で構成する「被ばく低減対策検討WG」を必要の都度開催し、前回定期検査を踏まえた被ばく低減対策を検討し、今回定期検査の計画線量見直し等に反映していることを確認した。また、請負会社の放射線業務従事者が管理区域(D区域)内で作業を行う場合、請負会社が作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理課長の承認を得ていることを確認した。さらに、管理区域出入管理室において、出入監視員が人の出入り等を監視していること、及び請負会社の放射線業務従事者が管理区域入域ゲートでガラスバッジ(ICタグ付き)、警報付ポケット線量計、指静脈の認証を行った後、管理区域へ入域していること、また、作業終了後は全身表面汚染モニタにより法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認して管理区域から退域していること等を確認した。 抜き打ち検査として実施した「運転管理の実施状況」については、

	平成26年8月28日1直の当直運転員10名（当直課長を含む。）がポジション別の原子炉の運転に関する実務研修を受け、力量を有していると評価されていることを確認した。また、当該当直課長は原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任されていること、及び中央制御室当たり5直を編成した上で3交替勤務を行っていることを確認した。さらに、平成26年8月29日1直の当直課長が「当直課長引継簿」等に基づいて2直の当直課長に運転状況や作業状況等を申し送りするとともに所定の鍵を引き渡していること等を確認した。 同じく抜き打ち検査として実施した「原子力防災資機材等の管理状況」については、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定された原子力防災資機材の必要数量及び機能が維持されるよう、適切に保守点検を行っていることを確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機（B）ディーゼル発電機起動試験）への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。
--	--

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
検査実施期間	9月8日(月) ～ 9月19日(金)
検査項目	1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。) ①保守管理不備を踏まえた保守管理及び品質保証に係る改善状況(追加検査項目含む) 1)改善活動の実施状況 (7)平成25年度第4回保安検査等における指摘事項を踏まえた対応状況(不適合の除去状況及び直接原因に対する是正措置の状況等) (1)保全計画作り直しの状況 ②マネジメントレビュー(臨時)実施状況 ・平成26年度臨時マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットの状況 ③不適合管理及び是正処置の実施状況 ④抜き打ち検査 2) 追加検査項目 なし
検査結果	もんじゅの保守管理不備に関し、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、平成24年12月及び平成25年5月、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し原子炉等規制法に基づく保安措置命令等を発出した。本年4月、当庁は、保安検査の結果を踏まえ、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制の再構築並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、委員会からの命令に対して適切に対応する必要があるとの認識を示したところである。 こうした状況を認識し、平成26年度第1回保安検査(以下「前回保安検査」という。)に引き続き、今回の保安検査では、平成25年度第4回保安検査(以下「前々回保安検査」という。)等での指摘事項に対する改善状況、特に不適合の除去状況及び直接原因に対する是正処置の実施状況について確認した。これらに加え、マネジメントレビューの実施状況、不適合管理及び是正処置の実施状況について検査を実施した。また、抜き打ち検査として運転管理の実施状況を確認した。 その結果、平成7年12月に発生したナトリウム漏えい事故の再発防止対策として設置されたナトリウム漏えい監視用ITV*1(以下「ITV設備」という。)について、平成25年2月から故障が頻発し、180台のうち保安検査実施時点で54台が動作不良状態で現在に至るまで事実上、放置されていた状況を確認した。検査の結果、以下の問題点を確認した。 ・機構は、平成24年2月に実施したITV設備の点検時に協力事業者からITV設備のカメラについて、生産中止、修理対応の終了及び後継機種が無い旨の報告を受けていたが、当該カメラに係る点検計画の見直し、補修、取替え及び改造計画を策定していなかった。 ・平成24年3月、保全の有効性評価を行わずにITV設備の点検頻度を延長していた。その後、平成24年12月に保全の有効性評価を実施したが、補修が困難な状況であるにもかかわらず点検間隔の延長を追認していた。 ・平成25年2月以降ITV設備の故障が頻発したが、1エリアに1台以上のITV設備があればナトリウム漏えいの確認が可能であるとし、全体の3割に該当するITV設備が故障するまで補修が実施されず、このような状況下でナトリウム漏えい事故が発生した場合の運転管理に及ぼす影響について評価が行われていなかった。 ・ITV設備は、保全計画に基づく保守管理の対象設備であり、事故時対応を行うための設備であるにもかかわらず、不適合管理が適切に行われていなかった。 ・機構が現在実施中の保全計画改善作業において、ITV設備の故障が頻発している事実を認知しながら点検間隔を延長した保全の有効性評価の見

直しを行わず、妥当であると評価していた。

これらは、保安規定第3条（品質保証）及び第103条（建設段階における保守管理計画）に抵触し、保安規定違反（監視）と判定する。もんじゅに係る機構の保守管理体制及び品質保証体制の再構築が不十分である状況は改善されておらず、本来あるべき姿を考え、自らの意識で、自律的に保守管理や品質保証に対して改革する姿勢が不足していると評価する。

* 1：ナトリウム漏えい監視用ITVは、平成7年12月に発生した2次系ナトリウム漏えい事故の再発防止対策として、ナトリウム漏えい時の運転員の判断の支援、事故状況の迅速、正確な情報の把握のため総合漏えい監視システムの一環として、平成18年に設置され、平成19年3月から警報処置手順書、異常時運転手順書の整備とともに試運用が開始された。また、平成19年度の第3回保安検査において機構が安全性総点検の一環で機能確認した設備であることを確認している。

その他の検査項目の確認結果としては、以下のとおり確認した範囲内では問題は認められなかった。

1) 平成25年度第4回保安検査等における指摘事項を踏まえた対応状況

a) 1次系配管支持構造物の再点検

前回の保安検査において、配管支持構造物の再点検に関する不適合報告書で、未点検であることの識別がなされていないこと等を指摘し、一部の配管支持構造物の再点検が実施中であることも踏まえてこれを継続的に確認することとした。今回の保安検査では、前回保安検査以降に保安規定に基づき適切な対応が実施されたかを再確認した結果、機構は、配管支持構造物の未点検に係る認識を再確認し、その前提で、不適合内容の識別、除去方法及び特別採用等を改め、適切な不適合管理を実施することを確認した。また、1次系のB系配管及びC系配管が設置されているBセル室内及びCセル室内の配管支持構造物の再点検については、既に現場における点検を完了し、直接目視等の確認ができない配管支持構造物の健全性評価を実施中であることを確認した。原子炉容器室内の配管支持構造物の健全性については、それらの評価結果等を踏まえ本年11月中には完了する予定であることを確認した。

b) 不適切な保守管理に係る対応状況（保全の有効性評価の不備等）

機能試験で外観点検を行ったと見なすという保全の有効性評価、診断装置結果等の技術的根拠が不足する保全の有効性評価が行われた事案に対しては、保全の有効性評価を無効とし、必要な再点検を平成27年6月までに終える計画で実施していることを確認した。なお、1次主循環ポンプ潤滑油系の支持構造物構造図（アイソメ図、構造図）が、建設当時から不在の状況で保安活動が行われ、文書管理が不適切であるとともに、点検計画に基づく点検が長期にわたり、不十分であったことを確認したが、機構は不適合管理を実施し、点検に必要な図書の整備及びそれに基づく再点検を実施することとしていることを確認した。

c) 不適切な不適合処理（訂正印による保全計画の訂正）に係る改善状況

保全計画の内容を訂正印により誤記訂正処理していた事案について確認した結果、不適合処置が完了し、直接原因分析結果を踏まえた根本原因分析（以下「RCA」という。）を実施中であることを確認した。また、RCAにおける分析内容を反映し是正処置計画の見直しを行っていることを確認した。

2) 保全計画作り直しの状況

前回保安検査で指摘した、過去の見直し作業の問題点を踏まえた対応については、

次工程に移行する前に内容を精査する仕組みを構築するなど、現在実施している保全計画改善作業に反映していることを確認した。また、保全計画改

	善作業は、設備所管課による点検がほぼ完了し、それらのレビューを実施している状況であるとの説明を受けた。 3) マネジメントレビューの実施状況 マネジメントレビューに関するプロセスの適切性等について確認した結果、機構が平成26年7月及び8月に実施した臨時マネジメントレビュー（もんじゅの保守管理不備に係る再発防止対策の基本計画及び実施計画の見直しのために実施）は、定期マネジメントレビューと比較すると、インプット情報は限定されているが、必要な情報がインプットされ、得られたアウトプットについては組織内に周知していることを確認した。しかしながら、有効性評価については、活動状況の結果が示される程度の記載しかない項目が見られたことから、有効性評価をより充実させていく必要があることを指摘した。 4) 不適合管理及び是正処置の実施状況 設備の故障等に係る保修票及び不適合報告書による不適合管理の実施状況を確認した結果、特別採用を行う場合、不適合処置を変更する場合のフローを明確にするなどの改善が必要であるとし、これらをもんじゅ改革実施計画に反映し取り組む予定であることを確認した。今後の保安検査等において改善状況を確認していく。 5) 抜き打ち検査 運転管理の実施状況の抜き打ち検査として、機器の不具合発生時の運転管理における対応及び保修部門への引継ぎ等の状況を確認した結果、前述のとおりITV設備については保安規定に違反（監視）する事実を確認したが、気体廃棄物処理系廃ガス圧縮機故障警報、2次主冷却系循環ポンプ軸封部のメカニカルシール漏油量増加時等の対応については、確認した範囲内では問題が認められなかった。
--	--

別表 1－2：保安規定違反（監視）について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東北電力株式会社 女川原子力発電所	1件 ☆	【件名 女川原子力発電所2号機 地震後の設備健全性確認における記録管理の不備について】 平成26年度第2回保安検査において、女川原子力発電所2号機（以下「2号機」という。）の地震後の設備健全性確認※¹について点検対象の一部を抽出して実施状況を確認したところ、点検結果の記録管理に不適切な点があることを確認した。 具体的には、11機器の記録において、記録の訂正が事業者の社内マニュアルに従って行われていないもの（10件）、記録に抜けや誤りがあるもの（4件）、点検結果が「否」にも係らず、要求されている記録作成等の不適合管理を実施せずに次の点検工程に進めたもの（1件）を確認した。 本事象は、検査及び試験の結果に係る記録の訂正が社内マニュアルに従って実施されていないことや、記録の検証が適切に行われなかったこと等、合否判定基準への適合の証拠が適切に維持されておらず、また、不適合管理で要求される処置がなされていないことから、保安規定第3条（品質保証計画）「8. 2. 4 検査および試験」、「8. 3 不適合管理」の履行が適切でなかったものと判断される。 一方、これらの点検結果の記録管理に不備があった設備については、計画に基づく点検自体は実施されていることから、本事象により原子力安全に及ぼした影響の程度は小さいと判断し「監視」と判定する。 事業者は、2号機の点検結果の記録管理に不備が判明したことから、本店経営層を含めた調査対応チームを設置し、全号機を対象とした点検記録の再確認並びに原因分析及び再発防止対策の策定を実施することとしており、原子力規制庁としては、今後保安検査等において、事業者による点検記録の再確認及び改善措置の実施状況について確認していくこととする。 ※1：平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び4月に発生した宮城県沖地震を受け、女川原子力発電所の設備に及ぼした影響について確認・評価するため、「機器・系統」及び「建物・構築物」に対する設備健全性確認を保安規定に基づく「特別な保全計画」として、事業者が実施しているもの。
独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	1件 ☆	【件名 ナトリウム漏えい監視用ITV設備の保守管理等の不備について】 平成7年12月に発生したナトリウム漏えい事故の再発防止対策として設置されたナトリウム漏えい監視用ITV設備※²（以下「ITV設備」という。）の保守管理の状況を確認した結果、当該設備について、交換品が確保できない状況であることや多数の故障が頻発している状況に関し、適切な対応がなされていないことを確認した。なお、180台設置されているITV設備のうち、54台が故障していることを確認した。 機構は、ITV設備のカメラについて、平成24年2月に実施した点検時に協力事業者から生産中止、修理対応の終了及び後継機種が無い旨の報告を受けていた。その後、平成25年2月から当該設備について多数の故障が頻発していた。これらの状況から、平成25年7月から後継機となり得るものの機種選定を開始し、平成25年11月に後継機の機種選定の見通しが得られたことから、平成26年2月に実施予算に組み入れ、故障カメラの交換を含めた設備点検の契約を平成26年6月から発注したとしている。 検査の結果、以下に掲げる問題点を確認した。 ●機構は、平成24年2月に協力事業者から、ITV設備のカメラについて生産中止、修理対応の終了及び後継機種が無い旨の報告を受け、故障が生じた場合の対応に支障が生じることが想定されているにもかかわらず、保安規定で策定することとして

		いる補修、取替え及び改造計画を策定していなかった。 ●このような状況にあるＩＴＶ設備について、平成２４年３月、保全の有効性評価を行わずＩＴＶ設備の点検頻度を延長しており、平成２４年１２月に実施した保全の有効性評価においても「設置以来５年間異常の兆候が見られない」ことを根拠として点検間隔を延長することは問題ないとしていたが、実際には経年劣化による故障が発生しており、誤った情報を基に評価を行っていた。また、平成２６年７月に機構が実施した保全の有効性評価の妥当性確認においても当該評価は妥当であるとしていた。 ●平成２５年２月以降ＩＴＶ設備の故障が頻発したが、１エリアに１台以上のＩＴＶ設備があればナトリウム漏えいの確認が可能であるとの判断のみで、ナトリウム漏えい事故が発生した場合の運転員の対応への影響について評価が行われていなかった。 ●ＩＴＶ設備は保全計画に基づく保守管理の対象設備であり、かつ事故時対応を行うための設備であるにもかかわらず、当該設備の補修に関して不適合管理が行われていなかった。 これらについて、ＩＴＶ設備は、保安規定上、巡視に代わる間接的な方法による監視手段の一つと位置付けられているものであり、本事象による原子力安全に及ぼした影響の程度は小さい。 しかしながら、保安規定第３条（品質保証）「7.5.1 業務の管理」、「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」、「8.3 不適合管理」、「8.5.2 是正処置」、「8.5.3 予防処置」及び第１０３条（建設段階における保守管理計画）「6.2 補修、取替え及び改造計画の策定」「9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置」、「10. 保全の有効性評価」の履行が適切でなかったことから、「監視」と判定する。 ＩＴＶ設備については、ナトリウム漏えい警報発報時に迅速な対応を行うために有効な設備の一つであることから、今後、保安検査等において、改善に向けた事業者の取組を確認していくこととする。 ※２：ＩＴＶ設備については、保安規定上、ナトリウム漏えいを検知するための装置に含まれていない。同規定では、ナトリウム漏えい監視装置の警報が発報した場合に、他の検知装置又は巡視によりナトリウム漏えいがないことを確認することが規定されている。この巡視を行う場合に、人の立入りが困難な場所等については、ＩＴＶ等による間接的な方法による監視で巡視に代えることができると規定している。
--	--	--

（凡例） ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

別表 1－3：安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
中部電力	浜岡	3号機	燃料取替え時の保安検査（燃料取出）	2014/6/25	～	2014/7/11

別表 1－4：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 26 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	9 月 4 日（木） ～ 9 月 18 日（木）
検査項目	1）基本検査項目 ①マネジメントレビューの実施状況 ②5 号機及び 6 号機の保守管理の実施状況 ③工事の計画・管理の実施状況 ④処理水移送の実施状況（抜き打ち検査） ⑤過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 2）追加検査項目 なし
検査結果 （報告書の総合評価部分を抜粋）	今回の保安検査では、マネジメントレビューの実施状況、5 号機及び 6 号機の保守管理の実施状況、工事の計画・管理の実施状況及び処理水移送の実施状況（抜き打ち検査）、過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況を基本検査項目として検査を実施した。 マネジメントレビューの実施状況は、平成 26 年度保安検査実施方針であり、今回は平成 26 年 6 月 16 日に実施された平成 25 年度の社長レビュー及び平成 25 年度下期の管理責任者（原子力・立地本部長）レビューについて確認した。社長レビューのインプットには、実施計画に定める必要な情報が含まれており、アウトプットとして現場力の強化に係る内容の指示があったことを、レビューでの配布資料、実施議事録により確認した。アウトプットを受けた廃炉推進カンパニーのフォローアップについては、具体的な展開方法が検討されていることを確認した。以上の確認結果から、マネジメントレビューの実施状況については指摘すべき不備な事案は認められなかった。本検査項目は今後の保安検査において継続して確認する。 5 号機及び 6 号機の保守管理の実施状況は、機能維持に必要な設備のポンプやバルブにトラブルが発生していることから、保守管理の対応方針、計画・実施、評価・見直し等の実施状況について確認した。長期停止に伴う特別な保全計画では、冷温停止維持、実施計画の遵守、発電所維持運営に必要な設備に対して点検長期計画が策定されており、計画に沿った点検工事が実施されていること、計画の改訂管理が毎月一回各設備所管グループにより行われていることを確認した。また、発生した不適合の是正処置・予防処置の反映により点検長期計画の周期や点検方法の見直しが実施されていることを確認した。一方、震災後に設置された仮設設備である滞留水移送設備、滞留水処理設備についても、長期点検計画に基づく保守・点検が実施されていることを確認した。以上の確認結果から、5 号機及び 6 号機の保守管理の実施状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。 工事の計画・管理の実施状況は、発電所構内の土木・建築工事において、埋設ケーブルの切断、ボーリングによるトレンチ内への浸水等の施工トラブルが発生していることから、現在施工が行われている「凍土遮水壁設置工事」、「地下水バイパスエリア フェーシング工事（雨水浸透防止工事）」の 2 件の土木工事について確認した。いずれも施工段階、工種ごとに安全事前評価を実施し、過去のトラブル対策等を施工計画書に反映した上で工事を開始していることを確認した。また、施工会社との工程会議、他部署とのヤード調整会議、現場パトロール等が行われていることを確認した。なお、「凍土遮水壁設置工事」の夜間ボーリング工事において、掘削に使用する削孔水の漏えい対策が適切に実施されていることを、現場で確認した。以上の確認結果から、工事の計画・管理の実施状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。 処理水移送の実施状況は、水処理の工程で発生する処理水の移送管理に関する

	トラブルが発生していることから、ＲＯ濃縮塩水貯留タンクから多核種除去設備への処理水の移送作業を、抜き打ち検査として確認した。ヒアリングでは、作業の手順、使用するマニュアル類、操作・監視に対する事業者と委託運転員の役割分担、必要な教育の実施記録等を確認した。また、現場確認では、タンクエリアにおいてバルブ等のライン構成の管理、シールド中央制御室（以下「シールド中操」という。）においてタンク水位の監視がマニュアル類に従って行われていることを確認した。以上の確認結果から、処理水移送の実施状況については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。 過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況は、「淡水化装置処理後水（濃縮塩水）移送時におけるＨ６エリアタンク天板部からの漏えい」については、タンクの水位警報発生時の連絡先、確認・調査方法等の対応マニュアル類が定められ、そのマニュアル類に従った水位監視が行われていることを確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。 「共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定」については、事業者による根本原因分析（ＲＣＡ）が行われ、これまでの対策に問題のないことが確認された上で、さらに安全管理グループが第三者的な視点から実施計画適合性をチェックするプロセスが追加されたことを確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。 「４０００トンノッチタンク群からの堰外漏えい」については、当該ノッチタンクのパトロールは汚染水貯留タンクと同等に実施しているものの、貯留している堰内雨水の移送が完了していないことから、今後も確認を継続していく。 保安検査中の９月４日にＧ４タンクエリアのＡ５・Ａ６タンクの連結弁からの漏えいが発見されたことから、現場状況及び処置内容等について確認を行った。また、９月９日にはＤタンクエリアのＤ５タンクの水張り中に、連結弁の閉止フランジから水の滴下が発見されたことから、現場状況及び発生原因等について確認を行った。 上記２件に対して、同型バルブの健全性の確認や再発防止対策の策定等について、統括原子力保安検査官（福島第一担当）から文書で指導を行った。 以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね適切に実施されていたと判断する。
--	--

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2 : 平成 26 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

【加工事業者 (1/6)】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890 t U/年（濃縮度 5 %以下） ④事業開始年月：平成 3 年 9 月
3. 検査実施期間	平成 26 年 9 月 8 日～9 月 11 日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・核燃料物質の管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保安規定の変更条項の遵守状況 ②重点検査項目 ・核燃料物質の管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「核燃料物質の管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（2/6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：三菱原子燃料株式会社 ②加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力： 475 t U／年（濃縮度5％以下）（転換） 440 t U／年（濃縮度5％以下）（成形） ④事業開始年月：昭和47年1月
3. 検査実施期間	平成26年8月5日～8月8日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・定期評価に係る取組みの実施状況 ・保守管理の活動に係る取組みの実施状況 ・保安規定の変更認可に係る遵守状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（3/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設） ②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：250 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和55年1月
3. 検査実施期間	平成26年8月26日～8月29日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・放射線管理の実施状況 ・教育・訓練に係る取組状況 ・保安規定の変更条項の遵守状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ②重点検査項目 ・放射線管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射線廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（４／６）】

１． 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
２． 事業所及び施設の概要	①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン ②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：７５０ｔＵ／年（濃縮度５％以下） ④事業開始年月：昭和４５年８月
３． 検査実施期間	平成２６年９月１６日～９月１９日
４． 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・ 保安管理体制の実施状況 ・ 負圧維持の確保に関する不適合への対応状況 ・ 加工施設の操作に係る実施状況 ②重点検査項目 ・ 保安管理体制の実施状況 ・ 負圧維持の確保に関する不適合への対応状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
５． 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安管理体制の実施状況」及び「負圧維持の確保に関する不適合への対応状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（5/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：383 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和47年9月
3. 検査実施期間	平成26年9月16日～9月19日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ・内部監査の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 また、ウランの物性分析に用いる白金製試料皿及びルツボの所在不明事象に関して、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」の中で、平成26年度第1回保安検査に引き続き検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況（放射性廃棄物の管理状況を含む。）については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（6/6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：200 t U／年（濃縮度5％以下） ④事業開始年月：昭和63年3月
3. 検査実施期間	平成26年9月1日～9月3日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・保守管理の実施状況 ・保安管理体制の取組状況 ・施設定期自主検査の実施状況 ②重点検査項目 ・保安管理体制の取組状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保安管理体制の取組状況」等を検査項目として検査を実施した。 また、今回の検査のうち、「施設定期自主検査の実施状況」については、事業者の行う検査に立会いをし、現場確認を重視した検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【試験研究用等原子炉設置者（１／６）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成26年9月10日～9月11日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 ① 基本検査 ・放射線管理 ・危険時の措置 ② 重点検査 ・放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況（自社以外の従事者（請負会社等の従業員）の放射線管理も含む。）
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「放射線管理の実施」については、管理区域の設定、立入制限及び出入管理等、管理区域内の作業管理並びに被ばく線量の管理等が保安規定に定められたとおり適切に実施されている。 ・「危険時の措置の実施」については、非常事態の事前措置、異常時の初期活動及び応急措置並びに災害対策本部の設置及び活動等の防護活動が保安規定に定められたとおり適切に定められていること、また、前回検査以降、非常事態等の事例がなかった。 ・「放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況」については、自社社員のみならず請負会社等の従事者を含め、放射線業務従事者として放射線管理を実施していること、放射線業務従事者以外で管理区域に立ち入る者については、一時立入者として適切に放射線管理を行っている。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成26年8月26日～8月29日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 ① 基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ② 重点検査 ・不適合管理、トラブル対策の取組状況
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、以下のとおりであることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「放射線管理の実施状況」については、管理区域等の管理、出入管理、個人線量管理、放射線測定等が、保安規定及び手引に従って適切に実施されている。 ・「保安教育及び訓練の実施状況」については、保安教育・訓練に係る計画に従って、保安規定及び計画に基づき適切に実施されている。 ・「不適合管理、トラブル対策の取組状況」については、施設で発生した不適合事象が管理され、適切に是正処置が実施されていること、他施設で発生した事故・トラブル事例が安全情報や課内会議で周知され、トラブル対策が実施されている。 なお、以下の項目について、指導事項として改善を求めた。 （1）各施設の鍵管理について、管理記録簿により管理しているが、必ずしも毎日確認の押印をしているとはかぎらず、鍵返却を確認した後、毎日、記録簿に押印すべきである。 （2）品質保証活動の評価に関する課長及び部長の報告書は、各施設の保安活動を具体的に評価したものであり、所の品質保証責任者にも報告すべきである。 （3）保安訓練について、保安規定では本体施設の施設管理統括者が、毎年度2回以上、消火訓練等の保安上必要な訓練を実施するよう定めているが、保安管理部について頻度に関する規定がないため、明記すべきである。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、今後さらに改善を求める指導事項が3件あったものの、違反となる事項は見られなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成26年8月4日～8月6日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。 ① 基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ② 重点検査 ・不適合管理、トラブル対策の取組状況 ・JMTR施設における法令報告事象等の対応状況
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「放射線管理の実施状況」については、区域の管理、放射線作業の管理、立入制限区域への出入管理及び個人被ばくの管理等が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「保安教育及び訓練の実施状況」については、保安教育基本計画、実施計画に従って、所定の教育が実施され、保安訓練が保安規定に従い適切に行われている ・「不適合管理、トラブル対策等の状況」については、不適合管理マニュアルに従い不適合が処理され、トラブル情報が共有されている。 ・「JMTR施設における法令報告事象等の対応状況」については、廃液移送管及び第4排水系配管の漏えい再発防止対策並びにSFC系廃液樹脂移送配管からの漏えい事象に係る対策が図られている。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（４／６）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成26年8月7日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ① 基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・保安教育及び訓練の実施状況 ・ナトリウム管理の実施状況 ② 重点検査 ・不適合管理、トラブル対策の実施状況
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「放射線管理の実施状況」については、区域の管理、放射線作業の管理、立入制限区域への出入管理及び個人被ばくの管理等が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「保安教育及び訓練の実施状況」については、保安教育基本計画、実施計画に従って、所定の教育が実施され、保安訓練が保安規定に従い適切に行われている。 ・「ナトリウム管理の実施状況」については、ナトリウム取扱区域等の管理、ナトリウム作業計画の作成や作業者の教育による作業管理、また、ナトリウムの貯蔵と計量管理、消火器及び保護具の維持管理等が、保安規定に従い適切に行われている。 ・「不適合管理、トラブル対策等の状況」については、不適合管理マニュアルに従い不適合が処理されている。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（５／６）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成26年9月5日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①基本検査 ・原子炉施設利用の実施状況 ・運転管理の実施状況 ・保安教育の実施状況 ・健康管理の実施状況 ②重点検査 ・不適合管理の実施状況 ・継続的な設備機器等の経年劣化対策の実施状況
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「原子炉施設利用の実施状況」については、原子炉施設の利用の範囲、利用の許可、許可の基準が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「運転管理の実施状況」については、運転上の遵守事項、運転計画及び運転許可、運転者、巡視点検、起動前、停止後の措置、原子炉運転上の制限、異常時の措置等が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「保安教育の実施状況」については、放射線業務従事者、一時立入者、警備員の保安教育及び非常事態教育訓練が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「健康管理の実施状況」については、健康診断、就業上の措置等が保安規定に基づき適切に実施されている。 ・「不適合管理の実施状況」については、不適合管理の運用範囲及び不適合未満の事象に対する予防措置が適切に実施されている。 ・「継続的な設備機器等の経年劣化対策の実施状況」については、主要な炉設備、給排気設備、給排水設備及び給電設備に対する維持管理が適切に実施されている。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。

【試験研究用等原子炉設置者（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成26年8月19日～8月20日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ① 基本検査 ・放射線管理の実施状況 ・異常又は非常の場合の処置の実施状況 ・品質保証の実施状況 ② 重点検査 ・非常時の措置
5. 検査結果の概要	4. の各項目について、保安規定に定められたとおり適切に実施されていることを関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより確認した。 ・「放射線管理の実施状況」については、放射線管理部の業務、管理区域等の設定、被ばくの管理及び監視、放射線管理用機器の点検等及び健康診断等に関し、適切に実施・管理されている。 ・「異常又は非常の場合の処置の実施状況」については、緊急時の組織及び職務、原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置及び火災地震等の場合にとるべき処置に関し、適切に実施・管理されている。 ・「品質保証の実施状況」については、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、検査・試験、内部監査、不適合管理、是正処置、予防処置等の品質保証計画の継続的改善及び文書・記録の管理に関し、適切に実施・管理されている。 ・「非常時の措置」については、保安規定に基づき、適切に実施されている。 以上から、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲においては、問題となるような事項は見られなかった。

【再処理事業者（１／２）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日） ④事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）
3. 検査実施期間	平成26年8月25日～9月5日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保安規定の変更条項の遵守状況 ・平成26年度第1回保安検査における指摘事項の対応状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保安規定の変更条項の遵守状況 ・平成26年度第1回保安検査における指摘事項の対応状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の改善状況」、「保安規定の変更条項の遵守状況」、「平成26年度第1回保安検査における指摘事項の対応状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において、主に以下の対応が実施されることとなった。 ・保全計画に対する運用について、事業者は保全最適化検討ロードマップを作成して点検頻度等の見直しの検討を進めているものの、新規制基準に基づく設備の性能の維持要求を十分に考慮したものとなっていないことから、点検対象機器の再整理、点検頻度の再検討及び点検方法の見直し等、速やかに改善を行う。 ・新規制基準に関する体系的な教育計画及び教育の実施について、教育の効果の検証がなされておらず、講師の力量管理も不明確であったことから、体系的な教育実施のための計画を立案した上で、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等全体に保安教育として実施するとともに、講師に対する力量の確保、維持及び評価並びに教育受講者の理解度についても確認する等、教育の質を高めるための改善を行う。 ・各建屋、部屋等で発生し、最終的に廃棄物保管施設に保管する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（炉規法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下「廃棄物の仕掛品」という。）で各建屋に仮置きされているものについて、一時集積場所設定基準の明確化や難燃シートによる可燃性廃棄

	物の仕掛品の養生等の改善が行われているものの、火災防護、溢水防止及びアクセスルートの確保等の新規制基準を踏まえた検討・対策までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる検討を速やかに行うとともに、廃棄物の仕掛品の管理方法について保安規定に明記する。 ・平成26年度第2回廃棄物管理施設の保安検査において指摘を受けた、発注候補先評価票作成に係る不適合と同様の事象が再処理施設でも確認されたことを踏まえ、事実関係の調査及び他事業部への水平展開等の不適合処理を開始したことに加え、今後発注候補先評価票（案）の作成については、外部委託は行わない方針とする。 また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。
--	--

【再処理事業者（２／２）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	①名称:独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所(再処理施設) ②再処理の方法:湿式法(ピューレックス法) ③最大処理能力:210tU/年(0.7tU/日) ④事業開始年月:平成17年10月
3. 検査実施期間	平成26年9月3日～9月17日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等についても保安検査として実施した。 ①保安検査項目 ・運転管理の実施状況 ・緊急安全対策等の実施状況及び既設の関連設備及び資機材の管理状況 ・保安教育・訓練の実施状況 ・放射性固体廃棄物管理の実施状況 ・施設管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の取組状況 ・事業者の安全確保活動(巡視・点検等)の実施状況 ②重点検査項目 ・運転管理の実施状況 ・緊急安全対策等の実施状況及び既設の関連設備及び資機材の管理状況 ・保安教育・訓練の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」、「緊急安全対策等の実施状況及び既設の関連設備及び資機材の管理状況」及び「保安教育・訓練の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において、主に以下の対応が実施されることとなった。 ・施設全体が経年劣化していることに対する組織全体としての取り組みについて、現場レベルの意見を踏まえたうえで改善を図ることとし、各部において取り組みが適切に行われているか、技術部長等が責任を持って対応する。 ・新規制基準に関する保安教育について、技術部長及び品質保証課長等が中心となり、部長以上の職位の者、再処理技術開発センター及びこれに帰属していない保安管理部、放射線管理部及び工務技術部を対象として内容を充実させるとともに有効性評価を実施する。 ・管理区域外を通る配管から放射性物質が漏えいした事象を踏まえた類似箇所の調査において、放射性の廃気系配管を対象としていなかったことについて、不適合処理を開始し、是正処置等を実施する。 また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、

	事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。
--	---

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成26年9月10日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「不適合管理、トラブル対策の取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	原子燃料工業株式会社 東海事業所
3. 検査実施期間	平成26年8月25日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ①保守管理に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「保守管理に係る取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成26年8月19日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ①保守管理に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「保守管理に係る取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（４／１５）】

１．事業者名	株式会社東芝
２．事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
３．検査実施期間	平成２６年９月１１日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①放射線管理 ②放射線測定 ③非常時の措置 （２）重点検査 ①個人被ばく線量の測定（請負会社等の従業員の放射線防護）
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理」、「放射線測定」、「非常時の措置」及び「個人被ばく線量の測定（請負会社等の従業員の放射線防護）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（５／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成２６年９月８日～９月１１日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 (１) 基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 (２) 重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②廃棄物管理
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「不適合管理、トラブルの実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、改善が必要な事項について指摘を行い、今後事業者において主に以下の対応が実施されることとなった。 ① 直近の非火災事象に着目し、火災、非火災事象に係る対応を確認し、過去３年４ヶ月間に NUCEF だけで 7 件（原科研全体で約 29 件）の 119 番通報事象があったにも関わらず、対策の要否の検討等については一切されていないなど、必要な検討がなされていないことが確認された。 このため、火災、非火災事象に係る対応を不適合事象として管理するとともに、火災に係る対策については、保安管理部の統括下において、原科研全体の意見を反映させるために適切な会議体等に諮り検討し、不適合管理を通じて得られた結果を水平展開し、火災防護対策等を徹底する。 ② 前回の保安検査での指摘を踏まえ、不適合管理に係る要領書が見直されたものの、不適合管理の運用を変更した意図が原科研全体として浸透しておらず、また、不適合管理対象の適否の判断が各課任せになっている等、適切な運用が行われておらず、改善が不十分な状況であることが確認された。 このため、全ての不適合事象が迅速に確認される仕組み、適切な力量を持った者（組織）が一元的に判断（評価）する仕組みについて検討し、実効的な不適合管理を速やかに実施できる体制について速やかに検討する。 ③ 定常的な点検・保守作業や放射線測定の実施活動が従前のとおり実施されているものの、各種の作業においては、施設が老朽化し、その結果として漏えい、汚染、火災（非火災含む）等が多く発生している状況を踏まえた対策が講じられていないことが確認された。 このため、施設の状況管理が適切に行えるよう必要な見直しを行うとともに、作業、保守、点検等の作業にあたって、

	施設の現状、過去の漏えい、火災（火災未満含む）事象を踏まえた作業計画、放射線管理計画、教育訓練、KY、TBM 活動等を適切に行うため、改善に取り組む。 ④ 新規制基準等に係る法令改正等に関して、保安教育内容に軽重はあるものの一定の教育は実施されているが、教育内容の適切性や講師の力量管理等が適切に実施されず、評価及び改善の機能が働いていなかった。 このため、保安管理部が中心となり、特に各部局の管理者の理解が十分であること、教育内容及び保安教育を実施する者が適切であることを担保するよう改善する。 ⑤ 前回の保安検査で指摘した最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。「廃棄物の仕掛品」という。）が使用施設内に一時保管と称して長期に渡り計画性が無く保管されているものの保管場所等に関する見直しについては、最終的な改善までは図られていないことが確認された。 このため、各施設における廃棄物の仕掛品の保管の改善状況について把握し、確実に進捗するよう調整を図るとともに、新規制基準を踏まえて現行の管理方法等について改善を図り、使用許可や保安規定の見直しを含めて最終的な保管状態となるよう速やかに対応する。 また、上記①から⑤においては、各施設の保安状況を把握し安全確保のための指導的な立場にある保安管理部が適切に機能せず、特に各施設における保安活動の結果のとりまとめや、評価及び改善に係る活動が適切に実施されていなかったことが確認された。 このため、保安管理部自らが不適合管理を率先して実施するとともに、個別に指摘した事項についても保安管理部が中心となり、速やかに不適合管理を行うとともに改善を図るべく措置を講ずること、各部局に対しても適切に水平展開を図ることとした。
--	---

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成26年9月2日～9月8日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 (1) 基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 (2) 重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②廃棄物管理
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」、「不適合管理、トラブル対策の取組状況」及び「廃棄物管理」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。 前回の保安検査において指摘した最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）「廃棄物の仕掛品」という。）が使用施設内に一時保管と称して長期に渡り計画性が無く保管しているものの保管場所等に関する見直しについて、金属容器への収納、防災又は不燃シートでの梱包等の改善が行なわれているものの、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規制基準を踏まえた検討・対策までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる検討を速やかに行うとともに、廃棄物の仕掛品の管理方法について、必要な申請手続きを行うこと。 これらの取組については、今後も保安検査等で引き続き確認していく。

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成26年8月21日～8月25日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （２）重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②廃棄物管理
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」、「不適合管理、トラブル対策の取組状況」及び「廃棄物管理」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。 ① 教育訓練において、回覧での教育や法令基準の数値のみを問うような筆記試験が行われている事例が見うけられたことから、より実効性のある教育内容になるよう見直すこと。 ② 前回の保安検査において見直しが必要となった最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。「廃棄物の仕掛品」という。）が使用施設内に一時保管と称して長期に渡り計画性が無く保管しているものの保管場所等に関する見直しについて、金属容器への収納、防災又は不燃シートでの梱包等の改善が行なわれているものの、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規制基準を踏まえた検討・対策までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる検討を速やかに行うとともに、廃棄物の仕掛品の管理方法について、必要な申請手続きを行うこと。 これらの取組については、今後も保安検査等で引き続き確認していく。

【使用者（８／１５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成26年8月27日～8月29日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （２）重点検査 ①不適合管理、トラブル対策の取組状況 ②廃棄物管理
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」、「不適合管理、トラブル対策の取組状況」及び「廃棄物管理」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。 なお、改善が必要な事項として、以下の事項を指摘した。 ① IRAFにおいて台風時に電気ケーブルの壁貫通部から照明用電源ボックス内に雨水が侵入した事例（H25年10月）や、貯蔵室系排気の差圧コントローラの不具合から排気系を停止し、予備品への交換が完了するまでの期間は他の排気系を稼働させて負圧を維持した事例（H26年1月）など、不適合管理として取り上げて必要な検討を行うことが適当と考えられる事業が見受けられることから、不適合管理の判断基準等について検討すること。 ② 前回の保安検査において見直しが必要となった最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。以下「廃棄物の仕掛品という」。）が使用施設内に一時保管と称して長期に渡り計画性が無く保管しているものの保管場所等に関する見直しについては、金属容器への収納、防災又は不燃シートでの梱包等の改善がおこなわれているものの、保管場所、安全確保策（火災防護含む）について新規制基準を踏まえた検討・対策までに至っていないことから、新規制基準を踏まえた更なる検討を速やかに行うとともに、廃棄物の仕掛品の管理方法について、必要な申請手続きを行うこと。 これらの取組については、今後も保安検査等で引き続き確認していく。

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成26年9月17日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①設備操作の実施状況 ②核燃料物質の貯蔵管理の状況 ③保守管理の実施状況 （２）重点検査 ①運搬の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「設備操作の実施状況」、「核燃料物質の貯蔵管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「運搬の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１０／１５）】

１．事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
２．事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
３．検査実施期間	平成２６年９月３日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①設備操作の実施状況 ②核燃料物質の貯蔵管理の状況 ③保守管理の実施状況 （２）重点検査項目 ①放射性廃棄物の管理の実施状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「設備操作の実施状況」、「核燃料物質の貯蔵管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「放射性廃棄物の管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１１／１５）】

１．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
２．事業所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
３．検査実施期間	平成２６年９月３日～９月５日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①保守管理の実施状況 ②組織及び職務の実施状況 （２）重点検査項目 ①組織改編に伴う体制の整備状況 ②工事等における安全管理の実施状況 ③不適合管理、是正処置及び予防措置に関する取組状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「組織及び職務の実施状況」、「組織改編に伴う体制の整備状況」、「工事等における安全管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防措置に関する取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（１２／１５）】

１．事業者名	公益財団法人核物質管理センター
２．事業所名	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
３．検査実施期間	平成２６年９月１１日～９月１２日
４．検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （１）基本検査 ①非常時等の措置の実施状況（警報装置の管理を含む） ②保安規定の変更条項の遵守状況 （２）重点検査 ①保安管理組織の状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「非常時等の措置の実施状況（警報装置の管理を含む）」、「保安規定の変更条項の遵守状況」及び「保安管理組織の状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成26年9月8日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ①保守管理に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「保守管理に係る取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（14／15）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成26年8月20日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②保安教育及び訓練の実施状況 （2）重点検査 ①保守管理に係る取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「保守管理に係る取組状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学原子炉実験所
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成26年8月19日
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、資料確認、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査 ①放射線管理の実施状況 ②放射線測定の実施状況 ③品質保証の実施状況 （2）重点検査 ①非常時の措置について
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」、「放射線測定の実施状況」、「品質保証の実施状況」及び「非常時の措置について」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【廃棄物埋設事業者（１／２）】

１．事業者名	日本原燃株式会社
２．事業所及び施設の概要	・事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・施設の種類：廃棄物埋設施設 〔１号廃棄物埋設施設〕 ・事業開始年月：平成４年１２月 ・最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔２号廃棄物埋設施設〕 ・受入れ開始年月：平成１２年１０月 ・最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)
３．検査実施期間	平成２６年８月１８日～８月２０日
４．検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (検査項目) ・不適合管理、データ分析及び改善の実施状況（重点検査） ・廃棄物の埋設管理の実施状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」及び「廃棄物の埋設管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物埋設事業者（２／２）】

１．事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
２．事業所及び施設の概要	・事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ・施設の種類：廃棄物埋設施設 ・事業開始年月：平成７年１１月 ・最大埋設能力：非固化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・平成８年３月廃棄物の定置完了、平成８年９月覆土完了、平成９年１０月保全段階へ移行
３．検査実施日	平成２６年８月１９日
４．検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・不適合管理、データ分析及び改善の実施状況（重点検査） ・保安管理体制の状況 ・埋設保全区域の管理状況
５．検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」、「保安管理体制の状況」及び「埋設保全区域の管理状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【廃棄物管理事業者（１／２）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・ 事業開始年月：平成7年4月 ・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・ 冷却方式：間接自然空冷方式
3. 検査実施期間	平成26年8月20日(水)～9月5日(金)
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (検査項目) ・ 不適合管理、データ分析及び改善の実施状況の確認、(重点検査) ・ 調達管理に関する取組状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」及び「廃棄物の埋設管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、「調達管理に関する取組状況」において、取引先会社リストに基づく発注候補先評価票に関して、発注候補先評価票(案)の作成を外部に委託したことや当該(案)の作成過程において旧様式が使用されていたことから、厳密な聴取と記録に関する検査を行うため、期間を2週間延長した。その結果、発注先の評価は事業者が行っていたことから、これらの事項に対する評価結果への影響はなかったものと判断した。 よって、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者から聴取を行うとともに、記録の確認を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

【廃棄物管理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)
3. 検査実施期間	平成26年7月30日～平成26年8月1日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 (検査項目) ・ 運転管理の実施状況（重点検査） ・ 調達管理の実施状況 ・ 保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」、「調達管理の実施状況」、「保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄物管理事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（１／３）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・ 施設の種類：発電用原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成１８年６月３０日 （解体届提出：平成１３年１０月） ・ 全体工程：平成１３～３２年度 - 原子炉領域安全貯蔵：平成１３～２５年度 - 原子炉領域解体撤去：平成２６～３１年度 - 原子炉領域以外解体撤去：平成１３～３１年度 - 建屋等解体撤去：平成３１～３２年度 （放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成１８年９月）
3. 検査実施期間	平成２６年８月１８日（月）～ ８月２２日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・ 放射性廃棄物管理に係る実施状況（重点検査） ・ 安全貯蔵措置の実施状況 ・ 管理区域内汚染に係る測定の実施状況 ・ 保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況（逐条検査） ・ 記録の保存状況の確認(抜き打ち検査)
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「放射性廃棄物管理に係る実施状況」、「安全貯蔵措置の実施状況」、「管理区域内汚染に係る測定の実施状況」、「保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」、「記録の保存状況の確認(抜き打ち検査)」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／3）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	・事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉 ・施設の種類：発電用原子炉施設 ・廃止措置計画の認可：平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日 ・全体工程：平成 2 1 ～ 4 8 年度 - 解体工事準備期間：平成 2 1 ～ 2 6 年度 - 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成 2 7 ～ 3 4 年度 - 原子炉領域解体撤去期間：平成 3 5 ～ 4 1 年度 - 建屋等解体撤去期間：平成 4 2 ～ 4 8 年度
3. 検査実施期間	平成 2 6 年 9 月 1 日（月）～ 5 日（金）、8 日（月）～ 1 0 日（水） 1 6 日（月）、1 7 日（火）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 （検査項目） ・安全文化の醸成活動の実施状況 ・廃止措置管理の実施状況（重点検査） ・放射性廃棄物管理の実施状況 ・平成 2 6 年 6 月 2 5 日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況（逐条検査） ・2 号炉新燃料の除染・再組立後の燃料保管状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「安全文化の醸成活動の実施状況」、「廃止措置管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「平成 2 6 年 6 月 2 5 日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況」、「2 号炉新燃料の除染・再組立後の燃料保管状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／3）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	・事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・施設の種類：発電用原子炉施設 ・廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 ・全体工程：平成19～45年度 使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度
3. 検査実施期間	平成26年8月25日（月）～8月29日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 (検査項目) ・不適合管理並びに是正処置及び予防処置に関する取り組み状況 (重点検査) ・放射線管理に係る保安活動の実施状況 ・原子炉施設を活用した調査及び研究の実施状況 ・平成26年4月11日及び同年5月30日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況（逐条検査） ・固体廃棄物の分別処理、焼却処理され、減容された保管状況の確認（抜き打ち検査） ・管理区域内における区域区分及び特別措置の現場確認 (抜き打ち検査)
5. 検査結果の概要	今回の検査においては、「不適合管理並びに是正処置及び予防処置に関する取り組み状況」、「放射線管理に係る保安活動の実施状況」、「原子炉施設を活用した調査及び研究の実施状況」、「平成26年4月11日及び同年5月30日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況（逐条検査）」、「固体廃棄物の分別処理、焼却処理され、減容された保管状況の確認（抜き打ち検査）」、「管理区域内における区域区分及び特別措置の現場確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

1. 事業者名	株式会社 東芝
2. 事業所名	研究炉管理センター（東芝教育用原子炉（TTR-1））
3. 検査実施期間	平成26年9月12日（金）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 組織及び職務 ② 品質保証 ③ 放射性廃棄物の処理 ④ 危険時の措置 （2）重点検査 ① 放射性廃棄物の保管に係る管理状況 （3）抜き打ち検査 ① 内部監査の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「組織及び職務」、「品質保証」、「放射性廃棄物の処理」及び「危険時の措置」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目として「内部監査の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／5）】

1. 事業者名	学校法人五島育英会
2. 事業所名	東京都市大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成26年8月27日（水）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 保安管理体制及び組織 ② 品質保証 ③ 放射性廃棄物の処理、処分 ④ 異常時の措置 ⑤ 非常時の場合に採るべき措置 （2）重点検査 ① 放射性廃棄物の保管に係る管理状況 （3）抜き打ち検査（重点検査） ① 内部監査の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織」、「品質保証」、「放射性廃棄物の処理、処分」、「異常時の措置」及び「非常時の場合に採るべき措置」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目（重点検査項目）として「内部監査の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所 試験研究用等原子炉施設 (JRR-2に限る)
3. 検査実施期間	平成26年8月29日(金)
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 (1) 基本検査 ① 保安管理体制及び組織の状況 ② 品質保証活動の実施状況 ③ 放射線管理の実施状況 ④ 保安教育及び訓練の実施状況 (2) 重点検査 ① 不適合管理、トラブル対策の取組状況 ② 放射性廃棄物の保管管理状況について (3) 抜き打ち検査 ① 地震後の措置
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」、「品質保証活動の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の取組状況」及び「放射性廃棄物の保管管理状況について」、抜き打ち検査項目として「地震後の措置」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（４／５）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成26年8月7日（木）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （１）基本検査 ① 放射線管理の実施状況 ② 保安教育及び訓練の実施状況 （２）重点検査 ① 不適合管理、トラブル対策の実施状況 （３）抜き打ち検査（重点検査） ① 廃止措置施設保安主務者の職務の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安教育及び訓練の実施状況」、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の実施状況」、抜き打ち検査項目として「廃止措置施設保安主務者の職務の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／5）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成26年8月19日（火）
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。 （1）基本検査 ① 放射線管理の実施状況 ② 保安教育及び訓練の実施状況 ③ 非常時等の措置に係る取組状況 （2）重点検査 ① ウラン切粉の回収に係る取組状況 （3）抜き打ち検査（重点検査） ① 廃止措置主任者の業務の実施状況
5. 検査結果の概要	今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「保安教育及び訓練の実施状況」及び「非常時等の措置に係る取組状況」、重点検査項目として「ウラン切粉の回収に係る取組状況」、抜き打ち検査項目として「廃止措置主任者の業務の実施状況」について検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の廃止措置管理状況については、試験研究用等原子炉施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。